

兵庫地方労働審議会 第25回家内労働部会

日時：令和6年2月1日（木）

午前10時～

場所：兵庫労働局 第3共用会議室

神戸市中央区東川崎町 1-1-3

神戸クリスタルタワー 16階

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 部会長の選出、部会長代理の指名について

(2) 令和5年度家内労働対策について

(3) 兵庫県釣針製造業最低工賃について

(4) その他

3 閉 会

資 料 目 次

- 1 兵庫地方労働審議会家内労働部会委員名簿
- 2 兵庫地方労働審議会の構成、委員の職務等
- 3 兵庫の家内労働の概況(令和5年度家内労働概況調査結果)
- 4 令和5年度家内労働安全衛生指導員巡回指導結果
- 5 令和5年度家内労働法に係る監督指導状況
- 6 第14次最低工賃新設・改正計画及び実施状況
- 7 兵庫県釣針製造業の企業数・生産数量・生産金額の推移
- 8 兵庫県釣針製造業最低工賃の推移
- 9 兵庫県釣針製造業家内労働実態調査結果報告書
- 10 兵庫県の最低工賃
- 11 家内労働関係法規
- 12 家内労働のしおり(パンフレット)

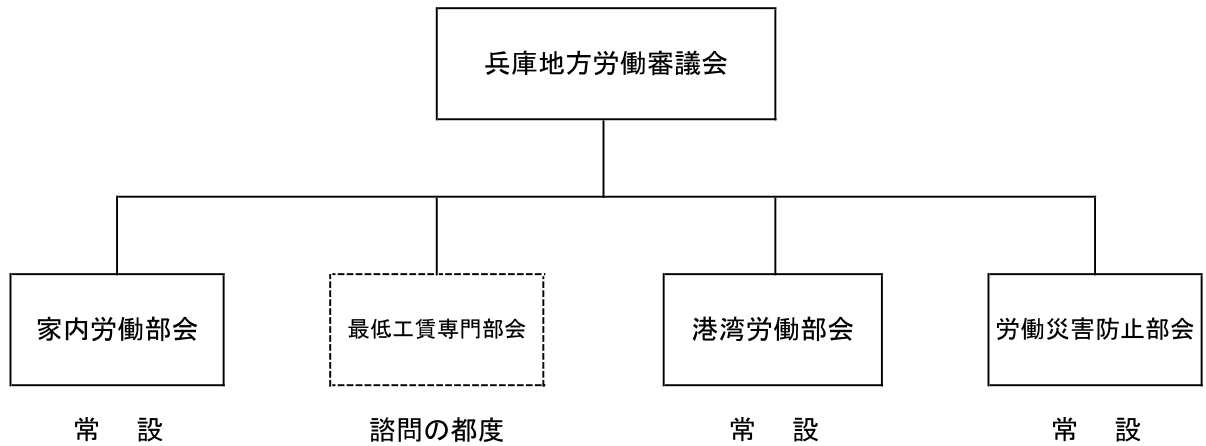
第12期 兵庫地方労働審議会家内労働部会委員名簿

兵庫労働局

区分	委員又は臨時委員の別	氏名	現職名
公益代表	委員	いまい ようこ 今井 陽子	弁護士法人東町法律事務所 弁護士
	臨時委員	うめの なおとし 梅野 巨利	大阪商業大学 総合経営学部 教授
	臨時委員	おかざき としみ 岡崎 利美	追手門学院大学 経営学部 准教授
家内労働者代表	委員	なかにし おりえ 中西 織絵	UAゼンセン 兵庫県支部 次長
	臨時委員	みむら さとし 三村 敏	播州労働組合連合会 書記長
	臨時委員	もりた なおき 森田 直樹	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 副事務局長
委託者代表	委員	せがわ さとし 瀬川 里志	兵庫県中小企業団体中央会 専務理事
	臨時委員	ふじしま じゅんこ 藤嶋 純子	株式会社フジ・データ・システム 代表取締役社長
	臨時委員	わしお よしまさ 鷺尾 吉正	兵庫県靴下工業組合 理事長 かこっとな株式会社 代表取締役
備考	任命期間：令和7年9月30日まで		

※ 五十音順

兵庫地方労働審議会の構成



地方労働審議会 公労使 各6名 計 18名

家内労働部会	公労使	各3名	計9名	地労審令第6条・地労審規程第9条
--------	-----	-----	-----	------------------

最低工賃専門部会	公労使	各3名	計 9名	家内労働法第21条
----------	-----	-----	------	-----------

港湾労働部会	公労使	各5名	計15名	地労審令第6条・地労審規程第9条
--------	-----	-----	------	------------------

労働災害防止部会	公労使	各3名	計 9名	地労審令第6条・地労審規程第9条
----------	-----	-----	------	------------------

委員・臨時委員の職務等（家内労働関係）

- ・ 委員 . . . 兵庫地方労働審議会委員（地方労働審議会令第2条第1項）
- ・ 臨時委員 . . . 特別の事項を調査審議する（地方労働審議会令第2条第2項）
- ・ 任命 . . . 兵庫労働局長（地方労働審議会令第3条第2項）
- ・ 身分 . . . 一般職の非常勤の国家公務員（地方労働審議会令第4条第6項）

1 家内労働部会

- 設置 . . . 常設（地方労働審議会令第6条・兵庫地方労働審議会運営規程第9条第1項第2号）
- 委員の配置 . . . 委員、臨時委員は、兵庫地方労働審議会議長が指名する（地方労働審議会令第6条第2項）
- 任期 . . . 2年（地方労働審議会令第4条第1項・兵庫地方労働審議会運営規程第11条）
- 職務 . . . 家内労働法第21条第1項の規定による最低工賃専門部会が所掌する事項を除き、家内労働に関する専門の事項を審議する
（兵庫地方労働審議会運営規程第9条第2項第2号）

2 最低工賃専門部会

- 設置 . . . 最低工賃の決定、又は改正の調査審議を行うとき（家内労働法第21条第1項・地方労働審議会令第7条）
- 廃止 . . . 任務を終了したときに兵庫地方労働審議会の議決による、又は答申に対する異議申出がなかった時点（地方労働審議会令第7条第3項・兵庫地方労働審議会運営規程第10条第2項）
- 委員の配置 . . . 兵庫地方労働審議会議長が、委員、臨時委員から指名する（地方労働審議会令第7条第1項）
- 任期 . . . 調査審議が終了したとき（地方労働審議会令第4条第4項）
- 職務 . . . 最低工賃の決定、又はその改正の決定についての調査審議を行う
（家内労働法第21条第1項）

兵庫の家内労働の概況

(令和5年度家内労働概況調査結果)

令和5年10月1日現在

兵庫労働局

兵庫の家内労働の概況(令和5年10月調査)

厚生労働省では、家内労働の概況を把握し、家内労働対策の基礎資料とするため、毎年10月に全国的な家内労働の概況調査を行っています。
令和5年に実施した調査結果から兵庫の家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者数

令和5年10月1日現在、兵庫県で家内労働に従事する者の総数は3,382人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受けて、主として自宅で繊維製品、電気機械器具部品、雑貨などの製造加工等に従事している家内労働者は2,903人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は479人となっています。

なお、日本全国においては、家内労働に従事する者の総数は*98,339人(-2.1%)で、その内訳は、主として自宅で物品の製造加工等に従事している家内労働者が*95,108人(-2.1%)、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は*3,231人(-3.3%)となっています。(注:*R4年の値)

(家内労働従事者数=家内労働者数+補助者数)

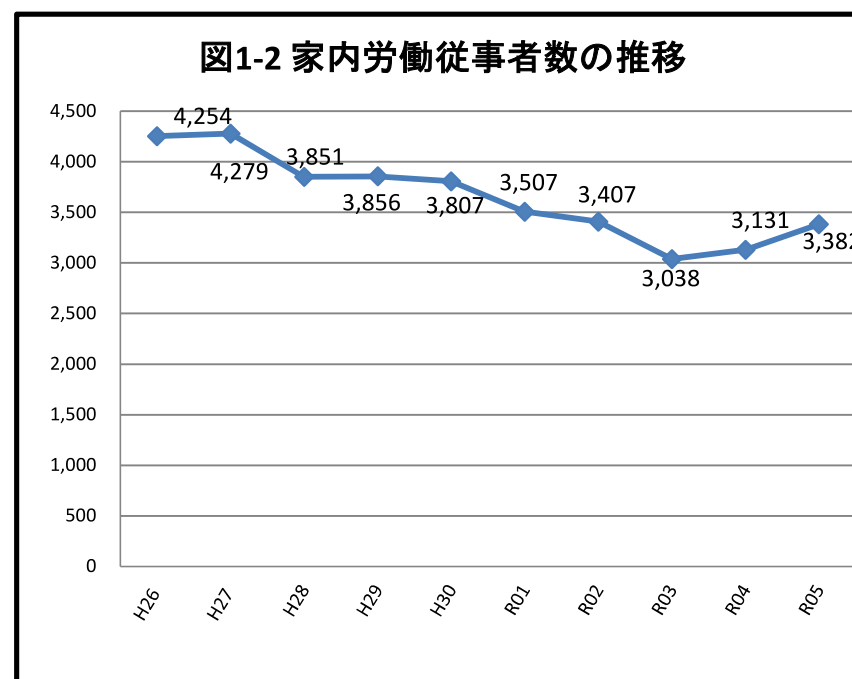
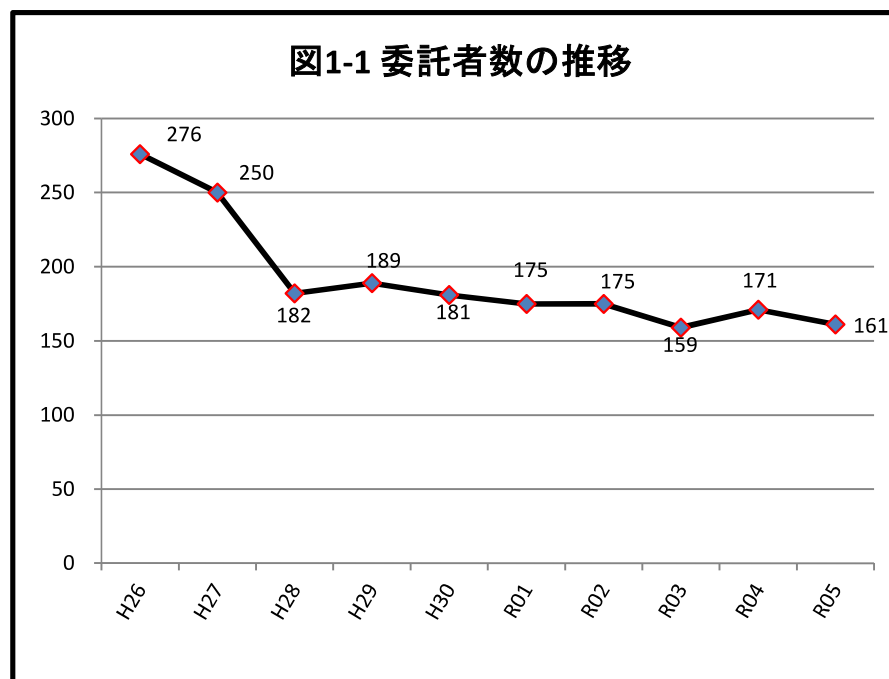
2 兵庫県の委託者数・家内労働従事数の推移

委託者数、家内労働従事者数は共に長期的に減少傾向であり、特に令和3年はコロナの影響等により激減したが、令和5年は家内労働従事者数はある程度回復した。しかしながら、コロナ以前の水準には戻っていない。

表1 委託者数及び家内労働従事者数の推移

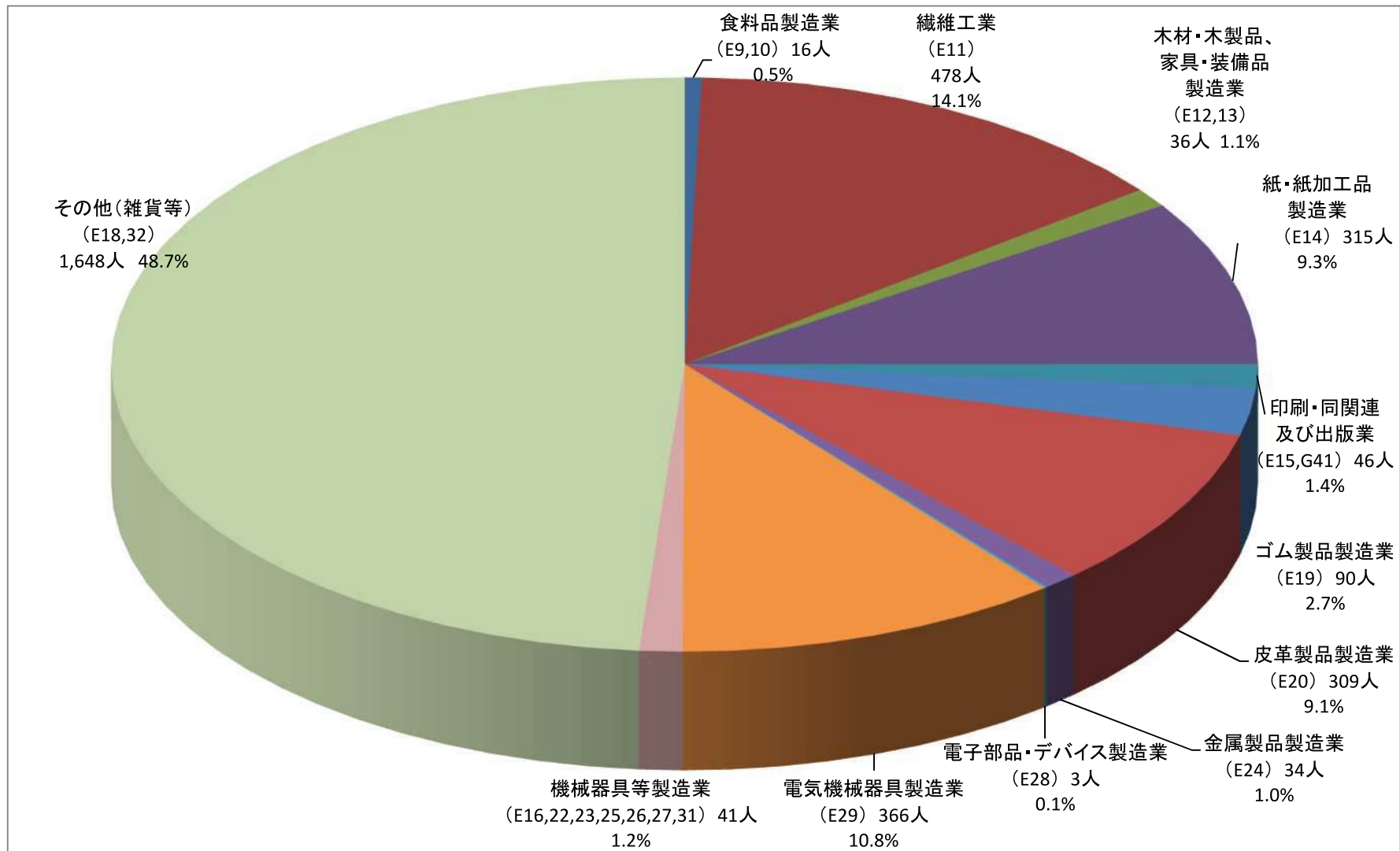
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
委託者数 (人)	381	377	622	515	424	387	516	432	359	339	280	276	250	182	189	181	175	175	159	171	161
家内労働従事者数(人)	7,491	6,869	9,388	7,301	6,601	6,652	5,192	5,223	4,916	4,629	4,203	4,254	4,279	3,851	3,856	3,807	3,507	3,407	3,038	3,131	3,382
委託者増減率(%)	▲ 1.0	65.0	▲ 17.2	▲ 17.7	▲ 8.7	33.3	▲ 16.3	▲ 16.9	▲ 5.6	▲ 17.4	▲ 1.4	▲ 9.4	▲ 27.2	3.8	▲ 4.2	▲ 3.3	0.0	▲ 9.1	7.5	▲ 5.8	
家内労働従事者増減率(%)	▲ 8.3	36.7	▲ 22.2	▲ 9.6	0.8	▲ 21.9	0.6	▲ 5.9	▲ 5.8	▲ 9.2	1.2	0.6	▲ 10.0	0.1	▲ 1.3	▲ 7.9	▲ 2.9	▲ 10.8	3.1	8.0	

2



3 業種別家内労働従事者数

兵庫県の家内労働従事者数を業種別で見ると、釣針や線香などの「その他(雑貨等)」が48.7%と最も多く、次いで靴下、織布や、衣服の縫製などの「繊維工業」が14.1%と続き、3番目が「電気機械器具製造業」で10.8%となっています。



兵庫の家内労働の概況(委託者)

委託業務の業種別署別委託者数

(令和5年10月1日現在)

委託業務の業種(産業分類)	委託者数											合計
	神戸東	神戸西	尼崎	姫路	伊丹	西宮	加古川	西脇	但馬	相生	淡路	
E9、10 食料品製造業	1		1			1						3
E11 繊維工業	2	2	2	2	2	3	8	5	4	2	2	34
E12、13 木材・木製品製造業、家具・ 装備品製造業							1	2				3
E14 紙・紙加工品製造業			1				4		1			6
E15、G41 印刷・同関連業、出版業	1			1								2
E19 ゴム製品製造業		2	1	1			1	1				6
E20 皮革製品製造業				1					17	1		19
E21 窯業・土石製品製造業												0
E24 金属製品製造業		1					5					6
E28 電子部品・デバイス製造業									1			1
E29 電気機械器具製造業		2	1	9	1		5	2	1	6	2	29
E30 情報通信機械器具製造業												0
E16、22、23、25、26、 27、31 機械器具等製造業			1		2					1		4
E18、32 その他(雑貨)製造業	3	2		11	3	1	6	12	1	1	8	48
合計	7	9	7	25	8	5	30	22	25	11	12	161

(令和5年度家内労働概況調査結果より)

兵庫の家内労働の概況(家内労働者数)

委託業務の業種別署別家内労働者数

(令和5年10月1日現在)

委託業務の業種(産業分類)	家内労働者数											合計
	神戸東	神戸西	尼崎	姫路	伊丹	西宮	加古川	西脇	但馬	相生	淡路	
E9、10 食料品製造業	8		2			6						16
E11 繊維工業	13	13	3	67	29	40	146	58	33	8	20	430
E12、13 木材・木製品製造業、家具・ 装備品製造業							1	34				35
E14 紙・紙加工品製造業			270				42		3			315
E15、G41 印刷・同関連業、出版業	1			45								46
E19 ゴム製品製造業		20	1	33			3	23				80
E20 皮革製品製造業				4					174	1		179
E21 窯業・土石製品製造業												0
E24 金属製品製造業		3					31					34
E28 電子部品・デバイス製造業									3			3
E29 電気機械器具製造業		74	45	91	22		63	7	2	42	13	359
E30 情報通信機械器具製造業												0
E16、22、23、25、26、 27、31 機械器具等製造業			7		30					4		41
E18、32 その他(雑貨)製造業	13	76		185	100	41	254	465	104	14	113	1365
合計	35	186	328	425	181	87	540	587	319	69	146	2903

(令和5年度家内労働概況調査結果より)

兵庫の家内労働の概況(補助者数)

委託業務の業種別署別家内労働補助者数

(令和5年10月1日現在)

産業分類 (委託業務)	補助者数											合計
	神戸東	神戸西	尼崎	姫路	伊丹	西宮	加古川	西脇	但馬	相生	淡路	
E9、10 食料品製造業												0
E11 繊維工業					9		1	35			3	48
E12、13 木材・木製品製造業、家具・ 装備品製造業								1				1
E14 紙・紙加工品製造業												0
E15、G41 印刷・同関連業、出版業												0
E19 ゴム製品製造業								10				10
E20 皮革製品製造業									130			130
E21 窯業・土石製品製造業												0
E24 金属製品製造業												0
E28 電子部品・デバイス製造業												0
E29 電気機械器具製造業				6			1					7
E30 情報通信機械器具製造業												0
E16、22、23、25、26、 27、31 機械器具等製造業												0
E18、32 その他(雑貨)製造業		17			1			2	262		1	283
合計	0	17	0	6	10	0	2	48	392	0	4	479

(令和5年度家内労働概況調査結果より)

兵庫の家内労働の概況

種類別署別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

(令和5年10月1日現在)

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数(補助者を含む)											
	神戸東	神戸西	尼崎	姫路	伊丹	西宮	加古川	西脇	但馬	相生	淡路	合計
① プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	4											4
② 有機溶剤又は有機溶剤含有物を使用する作業	8											8
③ 鉛又は鉛化合物を使用する作業												0
④ 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業							2					2
⑤ 動力により駆動される機械を使用する作業	13	13	3	67	38	40	147	93	33	8	23	478
⑥ 木工機械を使用する作業												0
⑦ 火薬類を使用する作業												0
⑧ 上記①から⑦までの作業を除く危険有害業務												0
合計	25	13	3	67	38	40	149	93	33	8	23	492

(令和5年度家内労働概況調査結果より)

家内労働者等の労働者災害補償保険の特別加入状況

(令和5年7月31日現在)

作業区分		加入団体数	特別加入者数
イ	プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の業務	1	4
ロ	研削盤若しくはパフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの		
ハ	有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの		
ニ	粉じん作業又は鉛化合物を含有する塗薬を用いて行う施塗若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施塗若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの		
ホ	動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業		
ヘ	木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの		
合計		1	4

(令和5年度家内労働者労災保険特別加入状況調べより)

令和5年度 家内労働安全衛生指導員巡回指導結果

○ 家内労働安全衛生指導員 1名

○ 巡回指導結果

対 象 業 種	巡 回 委 託 者 数
繊維工業	1 (4)
皮革製品製造業	2 (8)
金属製品製造業	1 (20)
電気機械器具製造業	5 (52)
その他の製造業	2 (29)
計	11 (113)

※ () 内は、家内労働者である。

指導内容

委託状況届 (1件) (内容：届け出遅滞)

家内労働手帳 (8件) (内容：未交付、補助者名未記載、不良品の取扱の定めなし等)

参 考

○ 家内労働安全衛生指導員の職務

指導員は、労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて、家内労働者または委託者に対して、次の指導を行う。

- 1 集団指導その他の方式により行う家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関して必要な啓発指導
- 2 家内労働者の作業場または委託者を巡回して行う家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関して必要な具体的改善方策についての指導
- 3 その他家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関して必要な労働条件の改善についての指導及び実態の把握

家内労働法に係る監督指導状況

資料No. 5

年 項目	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率 (%)	主な違反条文					
				第3条 家内労働 手 帳	第6条 工賃の支払	第14条 最低工賃	第17条 安全衛生	第26条 届 出	第27条 帳 簿
令和元年度	9	6	66.7%	4	0	0	0	5	1
令和2年度	2	0	0.0%	0	0	0	0	0	0
令和3年度	9	6	66.7%	4	0	0	0	5	2
令和4年度	5	2	40.0%	1	0	0	0	1	0
令和5年度 (R5. 12. 31時点)	2	0	0.0%	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 表中の値は、定期監督（家内労働）を集計したもので、定期監督以外の監督及び家内労働以外の監督重点対象の数値は含んでいない。
- 2 同一事業所で複数の違反条文がある場合は、それぞれの違反件数に計上している。

第14次最低工賃新設・改正計画及び実施状況

年度	件名	発効年月日	実施状況
4年度	兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃	H14. 2. 14	改正見送り
4年度	兵庫県綿・スフ織物業最低工賃	H11. 8. 11	改正見送り
5年度	兵庫県釣針製造業最低工賃	H15. 8. 14	
6年度	兵庫県靴下製造業最低工賃	H13. 6. 14	
6年度	兵庫県電気機械器具製造業最低工賃	H18. 3. 10	

第14次最低工賃新設・改正計画

1 改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、3年を周期とする最低工賃新設・改正計画に従い、見直しを行うこと。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。

(2) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った上で、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃についての改正諮問の見送りを行うこと。

2 新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- ① 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- ② 継続性のある業種で、適用家内労働者数が300人以上存在するもの
- ③ 他地域との関連性が強い業種

3 廃止について

適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合も含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

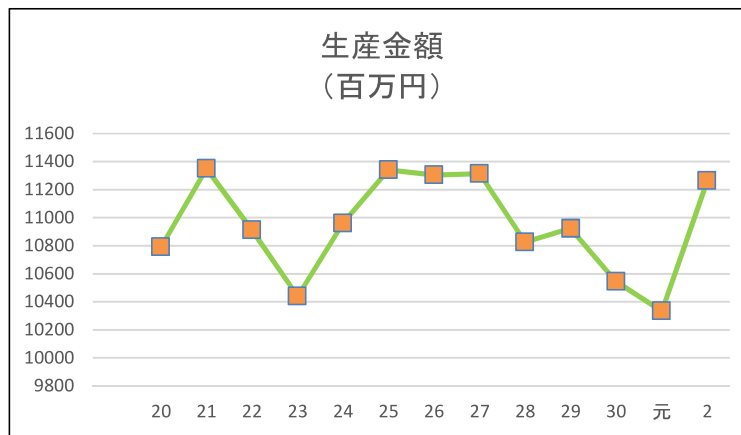
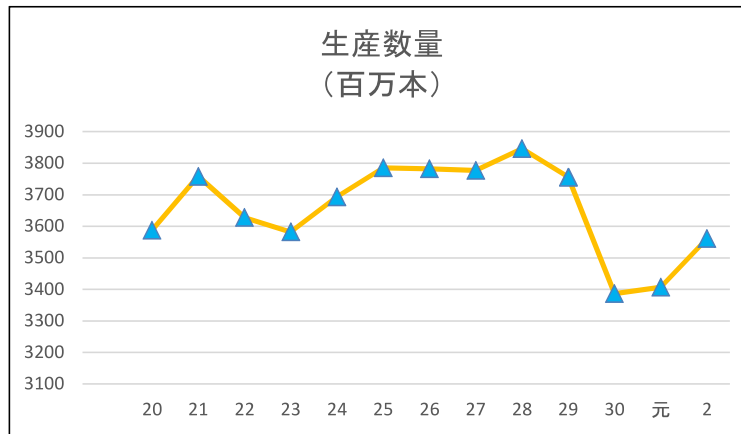
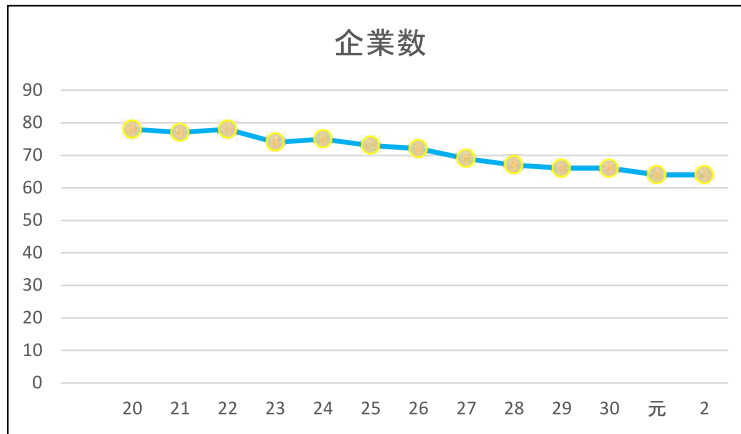
※ 第14次の計画期間：令和4年度から令和6年度までの3年間

兵庫県釣針製造業
企業数・生産数量・生産金額の推移

資料No. 7

兵庫県産業労働部地域産業立地課

年	西暦	企業数	生産数量 (百万本)	生産金額 (百万円)
平成 20 年	2008	78	3,587	10,792
21 年	2009	77	3,758	11,350
22 年	2010	78	3,628	10,912
23 年	2011	74	3,582	10,440
24 年	2012	75	3,693	10,961
25 年	2013	73	3,785	11,342
26 年	2014	72	3,782	11,305
27 年	2015	69	3,777	11,313
28 年	2016	67	3,846	10,826
29 年	2017	66	3,756	10,924
30 年	2018	66	3,386	10,544
令和 元年	2019	64	3,406	10,334
2 年	2020	64	3,561	11,263



兵庫県釣針製造業最低工賃の推移

資料No. 8

新設

適用範囲：兵庫県下全域

公示年月日	効力発生年月日	業 務	規 格	金 額
(新設) 平成元年 2月23日	平成元年 4月1日	糸 結 び 右の規格の釣針と糸 を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55cm付	1円
			チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5m付	1円50銭
		仕 掛 け 右の規格の釣針の 掛けを作る作業及び 包装作業	キス針 6～13号、 2本針、 2セット入り	12円
			ハゲ皮付7本針仕掛け	14円
		包 装 右の規格の釣針の包 装作業及び針の選別 作業	バラ針13本入り、台紙付き	2円
		毛 付 加 工	ハエ・ヤマメ用毛針、一段巻	9円

注：最低工賃額は、業務及び規格の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

第1回 改正

適用範囲：兵庫県下全域

公示年月日	効力発生年月日	業 務	規 格	金 額
(改正) ① 平成3年 12月4日	平成4年 1月3日	糸 結 び 右の規格の釣針と糸 を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55cm付	1円30銭
			チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5m付	1円90銭
		仕 掛 け 右の規格の釣針の 掛けを作る作業及び 包装作業	キス針 6～13号、 2本針、 2セット入り	15円
			ハゲ皮付7本針仕掛け	17円50銭
		包 装 右の規格の釣針の包 装作業及び針の選別 作業	バラ針13本入り、台紙付き	2円60銭
		毛 付 加 工	ハエ・ヤマメ用毛針、一段巻	11円

注：最低工賃額は、業務及び規格の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

兵庫県釣針製造業最低工賃の推移

第2回 改正

適用範囲：兵庫県下全域

公示年月日	効力発生年月日	業 務	規 格	金 額
(改正) ② 平成6年 9月26日	平成6年 10月26日	糸 結 び 右の規格の釣針と糸 を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55cm付	1円40銭
			チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5m付	2円
		仕 掛 け 右の規格の釣針の 掛けを作る作業及び 包装作業	キス針 6～13号、 2本針、 2セット入り	16円80銭
			ハゲ皮付7本針仕掛け	19円30銭
		包 装 右の規格の釣針の包 装作業及び針の選別 作業	バラ針13本入り、台紙付き	2円90銭
		毛 付 加 工	ハエ・ヤマメ用毛針、一段巻	12円

注：最低工賃額は、業務及び規格の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

第3回 改正

適用範囲：兵庫県下全域

公示年月日	効力発生年月日	業 務	規 格	金 額
(改正) ③ 平成12年 1月18日	平成12年 2月17日	糸 結 び 右の規格の釣針と糸 を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55cm付	1円40銭
			チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5m付	2円
		仕 掛 け 右の規格の釣針の 掛けを作る作業及び 包装作業	キス針 6～13号、 3本針、 2セット入り	20円
			ハゲ皮付7本針仕掛	19円30銭
			鮎友釣仕掛、3本錨結び	5円
		包 装 右の規格の釣針の包 装作業及び針の選別 作業	バラ針15本入り、台紙付き	3円
毛 付 加 工	ハエ・ヤマメ用毛針、一段巻	12円		

注：最低工賃額は、業務及び規格の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

兵庫県釣針製造業最低工賃の推移

第4回 改正

適用範囲：兵庫県下全域

公示年月日	効力発生年月日	業 務	規 格	金 額
(改正) ④ 平成15年 7月15日	平成15年 8月14日	糸 結 び 右の規格の釣針と糸 を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55 c m付	1円40銭
			チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5m付	2円
			鮎友釣針 3本錨結び	5円
		仕 掛 け 右の規格の釣針の仕 掛けを作る作業及び 包装作業	キス針 6～13号、 3本針、 2セット入	20円
			ハゲ皮付7本針仕掛	19円30銭
			胴突仕掛、2本針、2セット入	17円
		包 装 右の規格の釣針の包 装作業及び針の選別 作業	バラ針15本入、台紙付	3円

注：最低工賃額は、業務及び規格の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

令和5年度

兵庫県釣針製造業
家内労働実態調査報告書

兵庫県労働局

調 査 の 概 要

1 調査目的

兵庫県釣針製造業の最低工賃の実態把握

2 調査対象期間

令和5年6月

3 調査対象

(1) 委託者調査

兵庫県釣針協同組合、播州釣針協同組合から聴取した情報及び入手した名簿、並びに委託状況届等の委託者情報に基づき把握した15事業場に対し、家内労働委託の有無、有りの場合はその内容等について、調査を実施した。

(2) 家内労働者調査

上記委託者調査の際、家内労働者への調査票の配布を依頼し、記入済み調査票の返送先は労働局として調査を実施した。その結果、家内労働の委託が有ると回答した14委託者の家内労働者計425名の内の58名に対し調査を実施した。

1委託者当りの上限を5名として実施したものである。

4 調査内容

最低工賃の改正に関し、必要と考えられる諸項目についての実態把握

5 調査方法

通 信 調 査

6 調査票提出状況

(1) 委託者調査

調査票送付件数	15件	
内、回答件数(回答率100%)	15件	(委託なし1件)
内、委託あり回答件数	14件	
内、規格該当件数	10件	

☆ 前回(令和2年度)の調査結果

調査票送付件数	18件	
内、回答件数(回答率72%)	13件	(委託なし2件)
内、委託あり回答件数	11件	
内、規格該当件数	7件	

(2) 家内労働者調査

調査票依頼件数 58 件

内、回答件数(回答率 66%) 38 件

※(規格該当 13 件、非該当 25 件)

☆ 前回(令和 2 年度)の調査結果

調査票依頼件数 46 件

内、回答件数(回答率 67%) 31 件

※(規格該当 15 件、非該当 15 件、回答なし 1 件)

(3) 本調査により判明した委託者及び家内労働者数

委託者数 14 件、家内労働者数 425 名 (1 委託者あたり 30.4 名)

☆ 前回(令和 2 年度)の調査結果

委託者数 11 件、家内労働者数 340 名 (1 委託者あたり 30.9 名)

調査結果の概要 その1

(委託者調査事項)

(委託者調査結果)

1. 委託者の家内労働者数による規模別区分

(第1表)

	家内労働者数(人)					計
	1~9	10~29	30~49	50~99	100~	
法人	5社(19人)	3社(56人)	0	2社(126人)	2社(219人)	12社(420人)
個人	2社(5人)	0	0	0	0	2社(5人)
計	7社(24人)	3社(56人)	0	2社(126人)	2社(219人)	14社(425人)

※100人以上は2社あり、家内労働者数は104人と115人です。()内は家内労働者数計です。
上記のほか、家内労働者のみ0人が1社

2. 委託者の雇用労働者数による規模別区分

(第2表)

	雇用労働者(人)					計
	0~9	10~29	30~49	50~99	100~	
法人	3	5	1	2	2	13
個人	1	0	0	0	0	1
計	4	5	1	2	2	14

3. 家内労働者と同一業務に従事する雇用労働者への賃金(最低)支払状況(平均値)

(1)労働者(0名)

(第3表)

業務名	労働者				
	月額(円)	日額(円)	時間額(円)	年齢	経験年数
糸結び					
仕掛け					
包装					

(2)短時間労働者(1名)

(第4表)

業務名	短時間労働者				
	月額(円)	日額(円)	時間額(円)	年齢	経験年数
糸結び					
仕掛け					
包装			960	73	5.0

(委託者調査結果)

4. 一ヵ月当たり工賃額別家内労働者数

(第5表)

支払い工賃額	1万円未満	1万円以上 1万5千円未満	1万5千円以上 2万円未満	2万円以上 2万5千円未満	2万5千円以上 3万円未満
家内労働者数	126	58	49	48	26

支払い工賃額	3万円以上 3万5千円未満	3万5千円以上 4万円未満	4万円以上 4万5千円未満	4万5千円以上 5万円未満	5万円以上
家内労働者数	15	21	16	11	53

家内労働者数合計	423
----------	-----

10,000円未満	29.8%
10,000円以上 15,000円未満	13.7%
15,000円以上 20,000円未満	11.6%
20,000円以上 25,000円未満	11.3%
25,000円以上 30,000円未満	6.1%
30,000円以上 35,000円未満	3.5%
35,000円以上 40,000円未満	5.0%
40,000円以上 45,000円未満	3.8%
45,000円以上 50,000円未満	2.6%
50,000円以上	12.5%

(委託者調査結果)

5. 規格別及び1個(枚)当りの工賃額階級別委託者数

糸結び

①丸セイゴ針 10～13号 ハス2号 長さ55cm付(現行最低工賃1円40銭) (第6表)

	1円40銭未満	1円40銭以上 1円50銭未満	1円50銭以上 1円60銭未満	1円60銭以上 1円70銭未満	1円70銭以上 1円80銭未満	1円80銭以上	計
工賃最低値(委託者数)			1	1		2	4
家内労働者数			10	4		38	52
工賃最高値(委託者数)			1	1		2	4
家内労働者数			10	4		38	52

②チヌ針 3～5号 ハス2号 長さ1.5m付(現行最低工賃2円) (第7表)

	2円00銭未満	2円00銭以上 2円20銭未満	2円20銭以上 2円40銭未満	2円40銭以上 2円60銭未満	2円60銭以上 2円80銭未満	2円80銭以上	計
工賃最低値(委託者数)		1			1	2	4
家内労働者数		10			1	5	16
工賃最高値(委託者数)		1			1	2	4
家内労働者数		10			1	5	16

③鮎友釣針 3本錨結び(現行最低工賃5円) (第8表)

	5円未満	5円以上 8円未満	8円以上 11円未満	11円以上 14円未満	14円以上 17円未満	17円以上	計
工賃最低値(委託者数)							0
家内労働者数							0
工賃最高値(委託者数)							0
家内労働者数							0

仕掛け

①キス針 6～13号 3本針 2セット入(現行最低工賃20円) (第9表)

	20円未満	20円以上 22円未満	22円以上 24円未満	24円以上 26円未満	26円以上 28円未満	28円以上	計
工賃最低値(委託者数)		1		1		1	3
家内労働者数		1		4		5	10
工賃最高値(委託者数)		1		1		1	3
家内労働者数		1		4		5	10

②ハゲ皮付7本針仕掛(現行最低工賃19円30銭) (第10表)

	19円30銭未満	19円30銭以上 22円00銭未満	22円00銭以上 25円00銭未満	25円00銭以上 28円00銭未満	28円00銭以上 31円00銭未満	31円00銭以上	計
工賃最低値(委託者数)				1		1	2
家内労働者数				13		4	17
工賃最高値(委託者数)				1		1	2
家内労働者数				13		4	17

③胴突仕掛2本針2セット入(現行最低工賃17円) (第11表)

	17円未満	17円以上 20円未満	20円以上 23円未満	23円以上 26円未満	26円以上 29円未満	29円以上	計
工賃最低値(委託者数)		1		1	1		3
家内労働者数		1		4	13		18
工賃最高値(委託者数)		1		1	1		3
家内労働者数		1		4	13		18

(委託者調査結果)

包装

①バラ針15本入 台紙付(現行最低工賃3円)

(第12表)

	3円未満	3円以上 4円未満	4円以上 5円未満	5円以上 6円未満	6円以上 7円未満	7円以上	計
工賃最低値(委託者数)		5	3	1		1	10
家内労働者数		160	27	7		3	197
工賃最高値(委託者数)		4	3	1	1	1	10
家内労働者数		158	5	7	24	3	197

6. 規格別委託状況

(第13表)

作業工程		委託者数 (社)	家内労働 者数(人)	工賃額(円)/人数		現行最 低工賃 額(円)
業 務	規 格			最 低	最 高	
糸結び 右の規格の釣針と 糸を結ぶ作業	丸セイゴ針 10~13号 ハリス2号 長さ55cm付	4	52	1.55 10	2 1	1.4
	チヌ針 3~5号 ハリス2号 長さ1.5m付	4	16	2 10	3.1 1	2
	鮎友釣針 3本錨結び					5
仕掛け 右の規格の釣針の 仕掛けを作る作業 及び包装作業	キス針 6~13号 3本針 2セット入	3	10	20.2 1	30.79 5	20
	ハゲ皮付7本針仕掛	2	17	26.7 13	39.6 4	19.3
	胴突仕掛、2本針 2セット入	3	18	18 1	27.52 13	17
包 装 右の規格の釣針の 包装作業及び針の 選別作業	バラ針15本入、台紙付	10	197	3 10	11 3	3

(委託者調査結果)

7. 工賃額分布状況の前回調査との比較

工賃最低額について、金額階級ごとに該当する家内労働者数を記載した。

糸結び

①丸セイゴ針 10～13号 ハス2号 長さ55cm付(現行最低工賃1円40銭)

(第14表)

	1円40銭未満	1円40銭以上 1円50銭未満	1円50銭以上 1円60銭未満	1円60銭以上 1円70銭未満	1円70銭以上 1円80銭未満	1円80銭以上	計
平成29年		2	11	1		2	16
令和2年			11	2		20	33
令和5年			10	4		38	52

②チヌ針 3～5号 ハス2号 長さ1.5m付(現行最低工賃2円)

(第15表)

	2円00銭未満	2円00銭以上 2円20銭未満	2円20銭以上 2円40銭未満	2円40銭以上 2円60銭未満	2円60銭以上 2円80銭未満	2円80銭以上	計
平成29年	1	11			3		15
令和2年		11			5	2	18
令和5年		10			1	5	16

③鮎友釣針 3本錨結び(現行最低工賃5円)

(第16表)

	5円未満	5円以上 8円未満	8円以上 11円未満	11円以上 14円未満	14円以上 17円未満	17円以上	計
平成29年							0
令和2年							0
令和5年							0

仕掛け

①キス針 6～13号 3本針 2セット入(現行最低工賃20円)

(第17表)

	20円未満	20円以上 22円未満	22円以上 24円未満	24円以上 26円未満	26円以上 28円未満	28円以上	計
平成29年		3		13		3	19
令和2年		1		10		5	16
令和5年		1		4		5	10

②ハゲ皮付7本針仕掛(現行最低工賃19円30銭)

(第18表)

	19円30銭未満	19円30銭以上 22円00銭未満	22円00銭以上 25円00銭未満	25円00銭以上 28円00銭未満	28円00銭以上 31円00銭未満	31円00銭以上	計
平成29年		3	16				19
令和2年			28			4	32
令和5年				13		4	17

③胴突仕掛2本針2セット入(現行最低工賃17円)

(第19表)

	17円未満	17円以上 20円未満	20円以上 23円未満	23円以上 26円未満	26円以上 29円未満	29円以上	計
平成29年		2		3	13		18
令和2年				18	10		28
令和5年		1		4	13		18

包装

①バラ針15本入 台紙付(現行最低工賃3円)

(第20表)

	3円未満	3円以上 4円未満	4円以上 5円未満	5円以上 6円未満	6円以上 7円未満	7円以上	計
平成29年	70	58	83				211
令和2年		137	20				157
令和5年		160	27	7		3	197

8. 委託者調査による釣針業界及び各社の現況と今後の見通しに関する意見

記号	
A	世間の景気状況だけでなく、天災が続く昨今なので、天災にも影響されやすいレジャー産業でもあるため、将来への不安も考えられます。
B	酷暑、異常な雨の降り方などにより需要は下降線の一途です。将来の見通しはないと言っても過言ではないと思います。80歳台の家内労働者さんが長年たずさわって下さった仕事だからこそ今も頑張っておられます。後に続く職人さんはありません。
C	家内労働は高齢化が進み、将来職人さんが残っていただけるか心配です。
D	コロナ中よく売れたが、バブルがはじけて沈んでいる。商品が動かないので生産できず、待ち状況が増えてきている。
E	家内労働者の高齢化のため、海外生産に変更していく。
F	高齢の家内労働者が多く、先々の製造数や品質の維持が難しくなることを懸念している。
G	釣針業界の状況は、コロナの5類変更を議論されるころから徐々に厳しくなり、現状では他のレジャー(旅行など)にお客様が移行し、売り上げがかなり減少しています。内職もなくなりそうです。

9. 委託者調査による最低工賃に関する意見

記号	意見
F	物価上昇が進む中、改正は必要と思う反面、単純に製品単価に転嫁できない難しさを感じる。

調査結果の概要 その2

(家内労働者調査事項)

(家内労働者調査結果)

1. 家内労働者類型別分布状況

(第14表)

	家内労働者					補助者	合計
	専業	内職	副業	回答なし	小計		
男	0	2	0	0	2	4	6
女	1	34	0	0	35	4	39
回答なし	0	1	0	0	1	0	1
計	1	37	0	0	38	8	46

2. 家内労働者・補助者の1月当たりの労働日数別分布状況

(第15表)

日数	1～15	16～20	21～25	26～27	28～	平均
家内労働者数	11	10	4	1	7	19.18
補助者数	2	1	1	1	0	20.00
計	13	11	5	2	7	19.28

3. 家内労働者・補助者の1日当たりの労働時間分布状況

(第16表)

労働時間	5時間未満	5時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 10時間未満	10時間以上	平均
家内労働者数	15	11	2	5	1	5:15
補助者数	5	0	0	0	0	3:00
計	20	11	2	5	1	4:58

4. 業務内容について(複数回答)

(第17表)

業務名	家内労働者数
糸結び	8
仕掛け	11
包装	20
その他	2

(家内労働者調査結果)

5. 1ヵ月当たり工賃額階級別家内労働者数

(第20表)

支払い工賃額		1万円未満	1万円以上 1万5千円未満	1万5千円以上 2万円未満	2万円以上 2万5千円未満	2万5千円以上 3万円未満
家内労働者数	男	0	1	0	0	0
	女	7	2	4	3	1
	計	7	3	4	3	1

支払い工賃額		3万円以上 3万5千円未満	3万5千円以上 4万円未満	4万円以上 4万5千円未満	4万5千円以上 5万円未満	5万円以上
家内労働者数	男	0	0	0	0	0
	女	3	4	0	2	7
	計	3	4	0	2	7
					平均	29,766円

6. 1ヵ月当たりの必要経費平均支出額

(第21表)

	電気代	油代	諸工具	機械等の借料	その他
最低額(円)	500	400	0	0	500
最高額(円)	2,000	400	0	0	500
該当家内労働者数(38人中)	6人	1人	0人	0人	1人
該当家内労働者平均(円)	1,183	400	0	0	500

※調査票38件中、記入なしは30件、記入あるものは8件である。

上記の表は有額の回答8件についてまとめたものである。

平均は合計金額を該当家内労働者数で除したものである。

(家内労働者調査結果)

7. 仕事の原材料及び製品の運搬について(複数回答)

(第18表)

運搬者	件数
家内労働者	9
委託者	28
仲介者	0
その他	1
回答なし	0

8. 「年齢階級別」及び「経験年数別」家内労働者数

(第19表)

年齢 \ 経験年数		経験年数									計
		1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	
30歳未満	男										0
	女										0
30歳以上 ~ 40歳未満	男				1						1
	女		1				1				2
40歳以上 ~ 50歳未満	男										0
	女	1	1			1	1				4
50歳以上 ~ 60歳未満	男						1				1
	女		2		1			1	1		5
60歳以上 ~ 70歳未満	男										0
	女	1	1	1			1	1	1		6
70歳以上	男										0
	女			1	1				1	5	8
小計	男	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
	女	2	5	2	2	1	3	2	3	5	25
合計		2	5	2	3	1	4	2	3	5	27

平均 63.0歳、経験17.3年

9. 家内労働者調査による最低工賃に関する意見

質問内容	回答者数
1. 最低工賃を上げてほしい。	16
2. 最低工賃も上げてほしいが、まず仕事量を確保してほしい。	1
3. 特に意見はない。	13
4. その他	0
5. 回答なし。	8

10. 家内労働者調査による家内労働に関する意見

番号	意見
1	この10年単価が全く上がっていない上に手間がかかる事が増えて、時給換算すると下がり続けている。一番低い場合は時給80円くらいのときもある。少しでも単価が上がってほしい。
2	世の中の物価が上がっているのに、種類によっては工賃を上げてほしい。パートに行った方がいいと辞めていく人がいるので、工賃を上げるか、寸志みたいなのがあれば、励みになります。
3	工賃が規定以下の場合、企業への調査、指導がないのでしょうか。
4	扱う人数(2コ入り等)よりも作業工程が多いもの、時間がかかるものの工賃が安すぎる所を改善してほしい。
5	家で作業するのに、部屋の電気代がかかるので少し上げてほしい。
6	手間がかかる割に工賃が安すぎる。引取り納品に行くのに交通費が少しでもあれば嬉しい。
7	工賃単価も大切ですが、家にいないといけない人で収入確保の為に仕事量を確保してほしい。

調査結果の概要 その3

(委託者・家内労働者共通調査事項)

規格別委託状況

規格別工賃並びに 所要時間等の状況

(1時間当たり作業量等)

規格別工賃額 及び前回調査との比較

最低工賃設定業務以外の家内労働業務

1. 規格別委託状況

(委託者調査結果)

作業工程		委託者数(社)	家内労働者数(人)	工賃額(円)			現行最低工賃額
業務	規格			最低	最高	加重平均	
糸結び 右の規格の釣針と糸を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付	4	52	1.55	2.00	1.75	1.40
	チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	4	16	2.00	3.10	2.34	2.00
	鮎友釣針 3本錨結び	0	0	-	-	-	5.00
仕掛け 右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業	キス針 6～13号 3本針 2セット入	3	10	20.20	30.79	27.02	20.00
	ハゲ皮付7本針仕掛け	2	17	26.70	39.60	29.74	19.30
	胴突仕掛け 2本針 2セット入	3	18	18.00	27.52	26.50	17.00
包装 右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業	バラ針15本入 台紙付	10	197	3.00	11.00	3.64	3.00

(家内労働者調査結果)

作業工程		家内労働者数(人)	工賃額(円)			現行最低工賃額
業務	規格		最低	最高	加重平均	
糸結び 右の規格の釣針と糸を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付	1	2.00	2.00	2.00	1.40
	チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	0	-	-	-	2.00
	鮎友釣針 3本錨結び	0	-	-	-	5.00
仕掛け 右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業	キス針 6～13号 3本針 2セット入	0	-	-	-	20.00
	ハゲ皮付7本針仕掛け	0	-	-	-	19.30
	胴突仕掛け、2本針 2セット入	2	23.83	23.83	23.83	17.00
包装 右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業	バラ針15本入 台紙付	11	2.50	5.00	3.71	3.00

2-1. 委託者調査よりみた、規格別工賃並びに所要時間等の状況

(委託者調査結果)

作業工程	業務	糸結び 下の規格の釣針と糸を結ぶ作業			仕掛け 下の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業			包装 下の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業
	規格	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付	チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	鮎友釣針 3本錨結び	キス針 6～13号 3本針 2セット入	ハゲ皮付 7本針仕掛	胴突仕掛 2本針 2セット入	バラ針15本入 台紙付
1個当たりの 工賃額 (円)	現行最低工賃額	1.40	2.00	5.00	20.00	19.30	17.00	3.00
	A 加重 平均額	1.75	2.34	-	27.02	29.74	26.50	3.64
B 1時間当たり 平均作業量 (個)		126.50	100.00	-	23.33	12.50	15.00	86.67
C 1時間当たり 工賃額 (A×B)		221.06	233.56	-	630.26	371.69	397.47	315.21
D 1日当たり 工賃額 (C×8時間)		1,768	1,869	-	5,042	2,974	3,180	2,522
1ヶ月当たり 工賃額 (D×22日)		38,906	41,107	-	110,926	65,418	69,954	55,476

2-2. 家内労働者調査よりみた、規格別工賃並びに所要時間等の状況

(家内労働者調査結果)

作業工程	業務	糸結び 下の規格の釣針と糸を結ぶ作業			仕掛け 下の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業			包装 下の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業
	規格	丸セイゴ針 10~13号 ハリス2号 長さ55cm付	チヌ針 3~5号 ハリス2号 長さ1.5m付	鮎友釣針 3本錨結び	キス針 6~13号 3本針 2セット入	ハゲ皮付 7本針仕掛	胴突仕掛 2本針 2セット入	バラ針15本入 台紙付
1個当たりの 工賃額 (円)	現行最低工賃額	1.40	2.00	5.00	20.00	19.30	17.00	3.00
	A 加重 平均額	2.00	-	-	-	-	23.83	3.71
B 1時間当たり 平均作業量 (個)		117.00	-	-	-	-	20.00	90.00
C 1時間当たり 工賃額 (A×B)		234.00	-	-	-	-	476.60	333.90
D 1日当たり 工賃額 (C×8時間)		1,872	-	-	-	-	3,813	2,671
1ヶ月当たり 工賃額 (D×22日)		41,184	-	-	-	-	83,882	58,766

3-1. 委託者調査よりみた、規格別工賃及び前回、前々回調査との比較

(委託者調査結果)

作業工程	業務	糸結び 下の規格の釣針と糸を結ぶ作業			仕掛け 下の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業			包装 下の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業
	規格	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付	チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	鮎友釣針 3本錨結び	キス針 6～13号 3本針 2セット入	ハゲ皮付 7本針仕掛	胴突仕掛 2本針 2セット入	バラ針15本入 台紙付
今回調査結果	最低	1.55	2.00	-	20.20	26.70	18.00	3.00
	最高	2.00	3.10	-	30.79	39.60	27.52	11.00
	加重平均(1)	1.75	2.34	-	27.02	29.74	26.50	3.64
前回調査結果(R2年)	加重平均(2)	1.72	2.29	-	25.88	25.67	25.47	3.47
前々回調査結果(H29年)	加重平均(3)	1.60	2.11	-	24.56	23.01	24.75	3.55
現行最低工賃額		1.40	2.00	5.00	20.00	19.30	17.00	3.00
対現行最低工賃		125%	117%	-	135%	154%	156%	121%
対前回調査比(1)／(2)		102%	102%	-	104%	116%	104%	105%
対前々回調査比(1)／(3)		109%	111%	-	110%	129%	107%	102%

3-2. 家内労働者調査よりみた、規格別工賃及び前回、前々回調査との比較

(家内労働者調査結果)

作業工程	業務	糸結び 下の規格の釣針と糸を結ぶ作業			仕掛け 下の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業			包装 下の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業
	規格	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付	チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	鮎友釣針 3本錨結び	キス針 6～13号 3本針 2セット入	ハゲ皮付 7本針仕掛	胴突仕掛 2本針 2セット入	バラ針15本入 台紙付
今回調査結果	最低	2.00	-	-	-	-	23.83	2.50
	最高	2.00	-	-	-	-	23.83	5.00
	加重平均 (1)	2.00	-	-	-	-	23.83	3.71
前回調査結果 (R2年)	加重平均 (2)	1.65	2.10	-	24.50	-	-	3.90
前々回調査結果 (H29年)	加重平均 (3)	1.45	2.39	-	23.00	-	-	3.58
現行最低工賃額		1.40	2.00	5.00	20.00	19.30	17.00	3.00
対現行最低工賃		143%	-	-	-	-	140%	124%
対前回調査比 (1)／(2)		121%	-	-	-	-	-	95%
対前々回調査比 (1)／(3)		138%	-	-	-	-	-	104%

4-1. 最低工賃設定業務以外の家内労働業務(釣針製造業)

(委託者調査結果)

委託者番号	業務名	規格	最低(円)	最高(円)	1時間当りの標準作業量(個)	従事家内労働者数	全家内労働者数
1	仕掛け	あゆ仕掛7本	29	29	5	2	14
	包装	ライン付きアシストフック2本～3本台紙付	7	9	30	9	
2	糸結び	鮎毛針	43.5	80	25	1	2
	仕掛け	鮎ドブ釣仕掛	32	32	35	1	
	包装	台紙と共に、鮎針2本を輪にして袋入	6	6	320	1	
3	糸結び	ころがし	12	12	-	2	3
	その他	鮎毛針、ハヤ毛針	22	65	-	1	
4	糸結び	皮付針 糸結び	2.9	2.9	30	4	17
	包装	バラ針15本入～50本入、台紙付	3	3.9	50	8	
		皮シラスカット 小袋入	8.8	17.6	20	8	
	連結	1連結～12連結	4.4	33	20	2	
5	包装	鮎両掛500本箱入	15	15	24	2	3
		鮎両掛100本包装	7	7	50	1	
		鮎両掛45本包装見本付	15	15	30	1	
6	包装	バラ針、台紙付、中袋入	4.5	5.5	50	1	51
	パーツ	パーツ、台紙付	3	4	80	1	
7	糸結び	伊勢尼 8～12号 ハリス2.5～5号 1.1m	1.9	1.9	-	-	75
	仕掛け	チヌ4～6号 5本針仕掛	44	44	-	-	
8	仕掛け	船用キス2本針3組入り	28	28	-	2	5
9	包装	バラ針 10本入	3	3	-	-	6
10	包装	針の包装	1.6	4.5	-	1	1
11	仕掛け	投的仕掛1本針 1セット入	12	12	-	1	4

4-2. 最低工賃設定業務以外の家内労働業務(釣針製造業)

(家内労働者調査結果)

家内労働者番号	業務名	規格	最低(円)	最高(円)	1時間当りの標準作業量(個)	人数
1	包装	発光玉100個入れ台紙付き	16	16	60	1
2	包装	2本台紙共袋入れ	3.5	6	160	1
3	糸結び	鮎毛針	43.5	80	25	1
4	糸結び	ころがし	12	12	12~18	2
5	毛針作成	鮎毛針、ハヤ毛針	22	65	15	1
6	包装	ケース差替え	3.5	3.5	30	1
7	連結	1連結	4.4			1
8	連結	5連結	13.2			1
9	包装	500本入れ	15	15	12~15	1
10	仕掛け	アジ、真鯛	44	44	6	1
11	糸結び	ハリス3号	1.3	1.4	100	1
12	仕掛け	胴突仕掛け1本針1セット	14.5	14.5	10	1

兵庫県釣針製造業家内労働実態調査票(委託者用)

【 秘 】

- ◎ この調査票は、令和5年6月分の状況を記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の分を記入してください。
- ◎ この調査は兵庫県釣針製造業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただき予定でございますので、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。
- ◎ 記入にあたっては注意事項及び別紙の記入要領を参考にしてください。
- ◎ 同封の返信用封筒により、令和5年●月●日(●)までに返送をお願いします。 兵庫労働局

問1 貴事業所の概要(令和5年6月1日現在)

名称			記入担当者職氏名						
所在地	〒 -		労働者総数	男	人	女	人	合計	人
			うち短時間労働者数 (パート・アルバイト等)	男	人	女	人	合計	人
	電話 - -		家内労働者数	男	人	女	人	合計	人
労働者	所定労働日数	1か月	日	短時間労働者 (パート・アルバイト等)	所定労働日数	1か月	日		
	所定労働時間	1日実働	時間		所定労働時間	1日実働	時間		

※ 家内労働者がいない場合、問2以下の設問について記入の必要はありません。問1のみ記入して返送してください。

問2 貴事業所において、家内労働者と同じ業務に従事する労働者及び短時間労働者のうち、最も賃金の低い労働者の賃金を令和5年6月分について記入してください。(同一業務がない場合は、空欄で結構です。)

業務	勤務形態	賃金	年齢	性別	経験年数
糸結び	労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年
	短時間労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年
仕掛け	労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年
	短時間労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年
包装	労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年
	短時間労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年

問3 貴事業所が委託している家内労働者に令和5年6月分として支払った工賃の状況について、下記支払工賃額の範囲ごとに該当家内労働者数を記入してください。

支払工賃額	1万円未満	1万円以上 1万5千円未満	1万5千円以上 2万円未満	2万円以上 2万5千円未満	2万5千円以上 3万円未満
家内労働者数					
支払工賃額	3万円以上 3万5千円未満	3万5千円以上 4万円未満	4万円以上 4万5千円未満	4万5千円以上 5万円未満	5万円以上
家内労働者数					

問 4 現行の最低工賃設定品目・規格等について、貴事業所が家内労働者に委託している仕事の内容について、令和5年6月分の状況を記入してください。
 なお、6月に取り扱いがない場合には、直近の月の状況を記入してください。

業 務	規 格 (使用する釣針用具類)	工賃単価 (1個につき)		1時間当りの 標準作業量		家内労働者 数
		最低	最高	家内労働者	雇用労働者	
糸結び (右の規格の釣針と糸を結ぶ作業)	丸セイゴ針 10～13号、ハリス2号 長さ55センチメートル付	円 銭	円 銭	個	個	人
	チヌ針 3～5号、ハリス2号 長さ1.5メートル付	円 銭	円 銭	個	個	人
	鮎友釣針 3本錨結び	円 銭	円 銭	個	個	人
	(その他) []	円 銭	円 銭	個	個	人
仕掛け (右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業)	キス針 6～13号、3本針、2セット入	円 銭	円 銭	個	個	人
	ハゲ皮付7本針仕掛け	円 銭	円 銭	個	個	人
	胴突仕掛け、2本針、2セット入	円 銭	円 銭	個	個	人
	(その他) []	円 銭	円 銭	個	個	人
包装 (右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業)	バラ針15本入、台紙付	円 銭	円 銭	個	個	人
	(その他) []	円 銭	円 銭	個	個	人
(その他) []	[]	円 銭	円 銭	個	個	人

※(その他)は、表に示された業務に該当しない委託業務があれば、その業務内容をカッコ内に記入し、その工賃単価等を記入してください。

問 5 釣針製造業に関し、現在の景気状況、将来の見通し、家内労働の今後等について記入してください。

問 6 最低工賃に対する意見がありましたら記入してください。

【 調査にご協力いただきありがとうございました。 】

兵庫県釣針製造業家内労働実態調査票(家内労働者用) 【秘】

- ◎ この調査票は、令和5年6月分の状況を記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の分を記入してください。
- ◎ この調査は兵庫県釣針製造業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化处理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。
- ◎ 記入にあたっては注意事項及び別紙の記入要領を参考にしてください。
- ◎ 同封の返信用封筒により、令和5年●月●日(●)までに返送をお願いします。 兵庫労働局

屋号 氏名	※	性別	男・女	年齢	才	経験年数	年
住所	〒	※					
電話番号 () -							
※類型別	(1) 専業		(2) 内職		(3) 副業		

※ 氏名・住所・電話番号の記入は任意(自由)です。

※ 専業とは、家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する者。

※ 内職とは、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計補助のため家内労働に従事する者。

※ 副業とは、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する者。

問1 あなたの仕事の手伝いをしている人(補助者)がいる場合、年齢等をお答えください。

続柄	性別	年齢	経験年数
	男・女	才	年
	男・女	才	年
	男・女	才	年

問2 仕事の原材料及び製品の運搬はだれが行っていますか。○で囲んでください。(複数回答可)

1	あなた
2	委託者
3	仲介者
4	その他()

問3 令和5年6月分についての作業日数等をお答えください。

	あなた	補助者	補助者	補助者
令和5年6月中の作業日数	日	日	日	日
1日の平均作業時間	時間	時間	時間	時間
工賃収入額(令和5年6月分)	計 円			

問4 令和5年6月中にどんな作業を行いましたか。○で囲んでください。(複数回答可)

1	糸結び
2	仕掛け
3	包装
4	その他 []

問5 令和5年6月の1カ月間に負担した必要経費(諸経費)はいくらでしたか。(概算でけっこうです)

1	電気代	円
2	油代	円
3	諸工具	円
4	機械の借料	円
5	その他()	円
合計		円

問 6 令和5年6月における、あなたの家内労働作業の工賃額・生産量について記入してください。
 なお、6月に取り扱いがない場合には、直近の月の状況を記入してください。

業 務	規 格 (使用する釣針用具類)	工賃単価 (1個につき)		1時間当りの 標準作業量
		最 低	最 高	
糸 結 び (右の規格の 釣針と糸を結 ぶ作業)	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル 付	円 銭	円 銭	個
	チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	円 銭	円 銭	個
	鮎友釣針 3本錨結び	円 銭	円 銭	個
	(その他) []	円 銭	円 銭	個
仕 掛 け (右の規格の 釣針の仕掛け を作る作業及 び包装作業)	キス針 6～13号、 3本針、2セット入	円 銭	円 銭	個
	ハゲ皮付7本針仕掛	円 銭	円 銭	個
	胴突仕掛、2本針、2セット入	円 銭	円 銭	個
	(その他) []	円 銭	円 銭	個
包 装 (右の規格の 釣針の包装作 業及び針の選 別作業)	バラ針15本入、台紙付	円 銭	円 銭	個
	(その他) []	円 銭	円 銭	個
(その他) []	[]	円 銭	円 銭	個

※ 規格欄に示された業務について、その工賃単価等を記入してください。委託されていない場合は、記入する必要はありません。

※(その他)は、規格欄に示された業務に該当しない委託業務があれば、その業務内容をカッコ内に記入し、その工賃単価等を記入してください。

問 7 最低工賃に対する意見を記入してください。

下記のいずれかに○を入れてください。

- 1 最低工賃を上げてほしい。
- 2 最低工賃も上げてほしいが、まず仕事量を確保してほしい。
- 3 特に意見はない。
- 4 その他()

問 8 家内労働や最低工賃等に対する意見がありましたら記入してください。

【 調査にご協力いただきありがとうございました。 】

補足資料目次 (兵庫県釣針製造業)

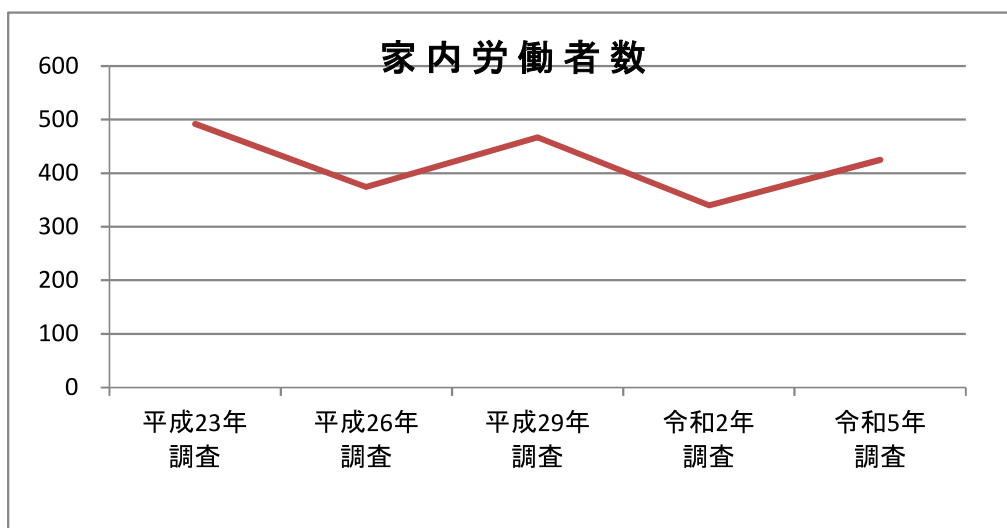
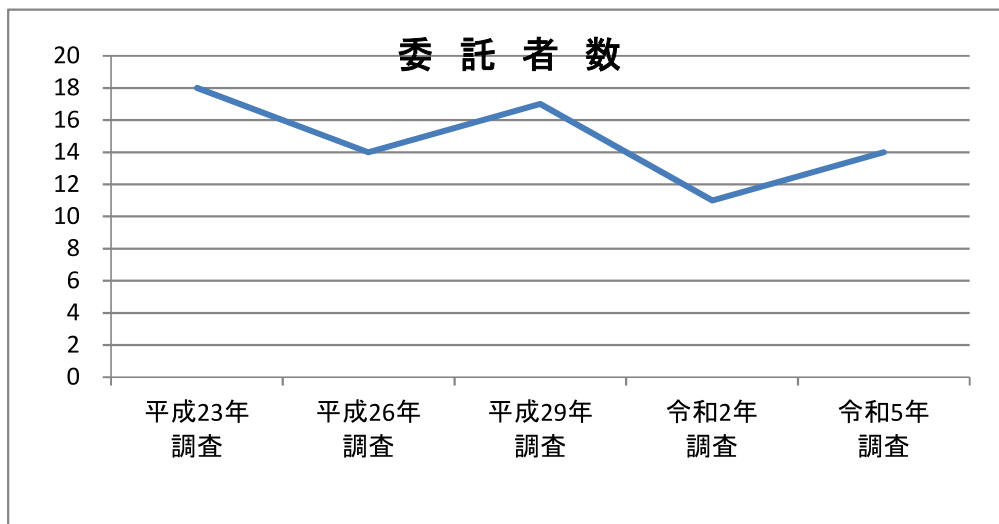
- 1 兵庫県釣針製造業に係る委託者数・家内労働者数の推移
- 2 最低工賃適用委託者数の推移
- 3 最低工賃適用家内労働者数の推移
- 4 工賃平均額の推移
- 5 工賃最低額の推移

※ 1～5は、平成23年、同26年、同29年、令和2年、同5年に実施した兵庫県釣針製造業家内労働実態調査結果に基づく推移である。

1 兵庫県釣針製造業に係る委託者数・家内労働者数の推移

	平成23年 調査	平成26年 調査	平成29年 調査	令和2年 調査	令和5年 調査
委託者数	18	14	17	11	14
家内労働者数	492	374	467	340	425

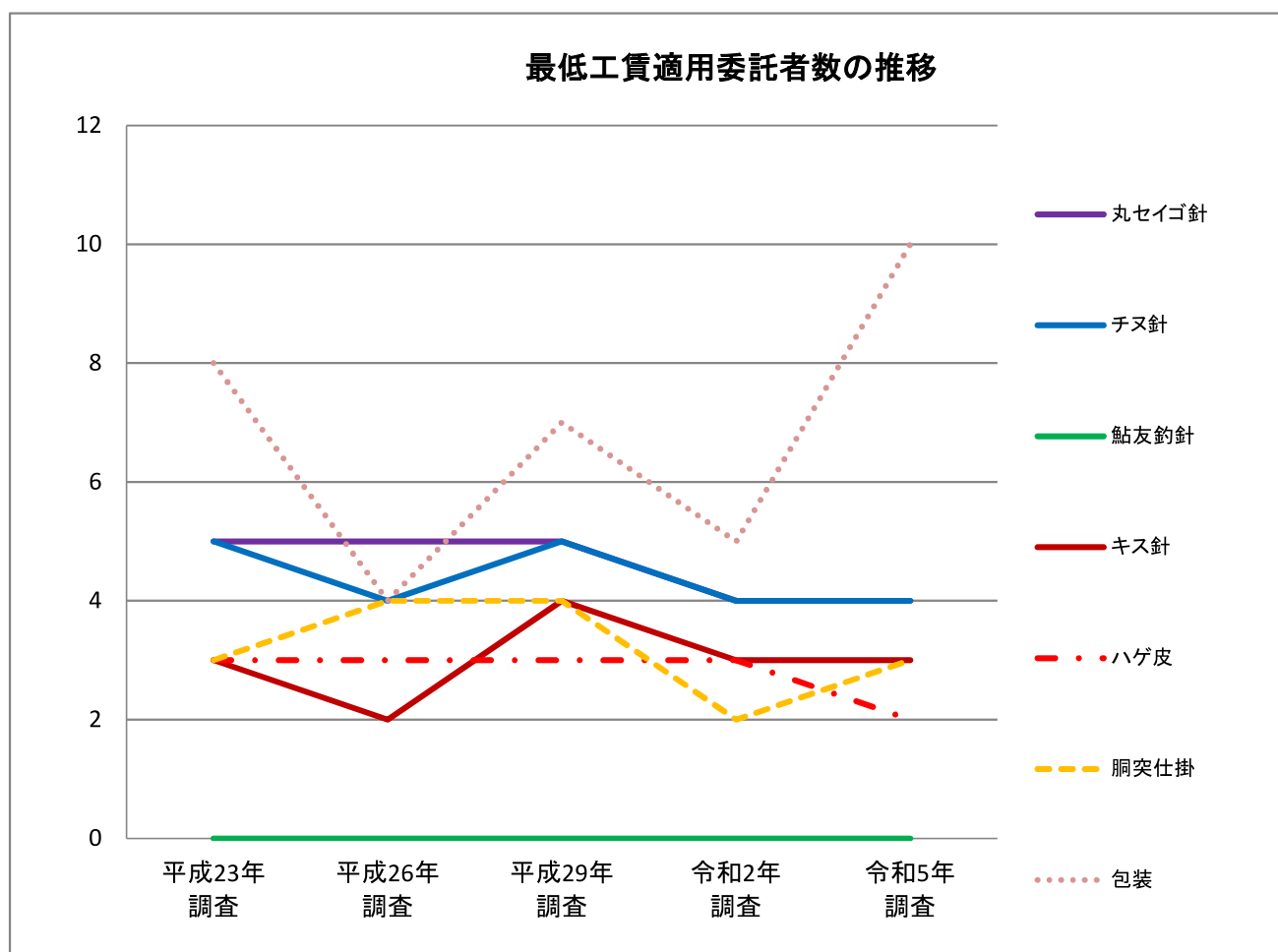
※ 各年に実施した家内労働実態調査結果等から推計した数値である。



2 最低工賃適用委託者数の推移

業務	最低工賃適用委託者数				
	平成23年調査	平成26年調査	平成29年調査	令和2年調査	令和5年調査
丸セイゴ針	5	5	5	4	4
チヌ針	5	4	5	4	4
鮎友釣針	0	0	0	0	0
キス針	3	2	4	3	3
ハゲ皮	3	3	3	3	2
胴突仕掛	3	4	4	2	3
包装	8	4	7	5	10

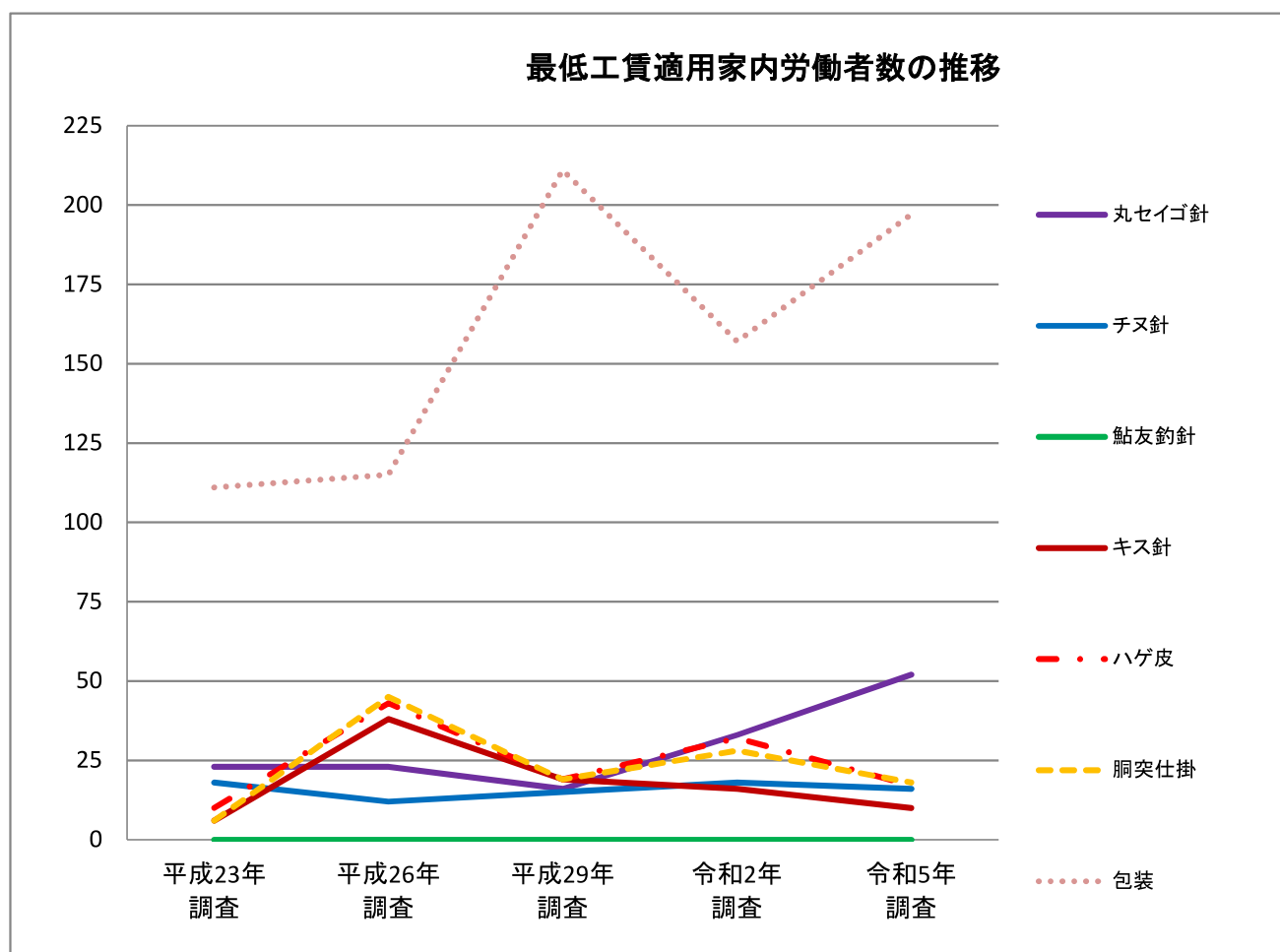
※ 委託者調査による。



3 最低工賃適用家内労働者数の推移

業務	最低工賃適用家内労働者数(人)				
	平成23年調査	平成26年調査	平成29年調査	令和2年調査	令和5年調査
丸セイゴ針	23	23	16	33	52
チヌ針	18	12	15	18	16
鮎友釣針	0	0	0	0	0
キス針	6	38	19	16	10
ハゲ皮	10	43	19	32	17
胴突仕掛	6	45	19	28	18
包装	111	115	211	157	197

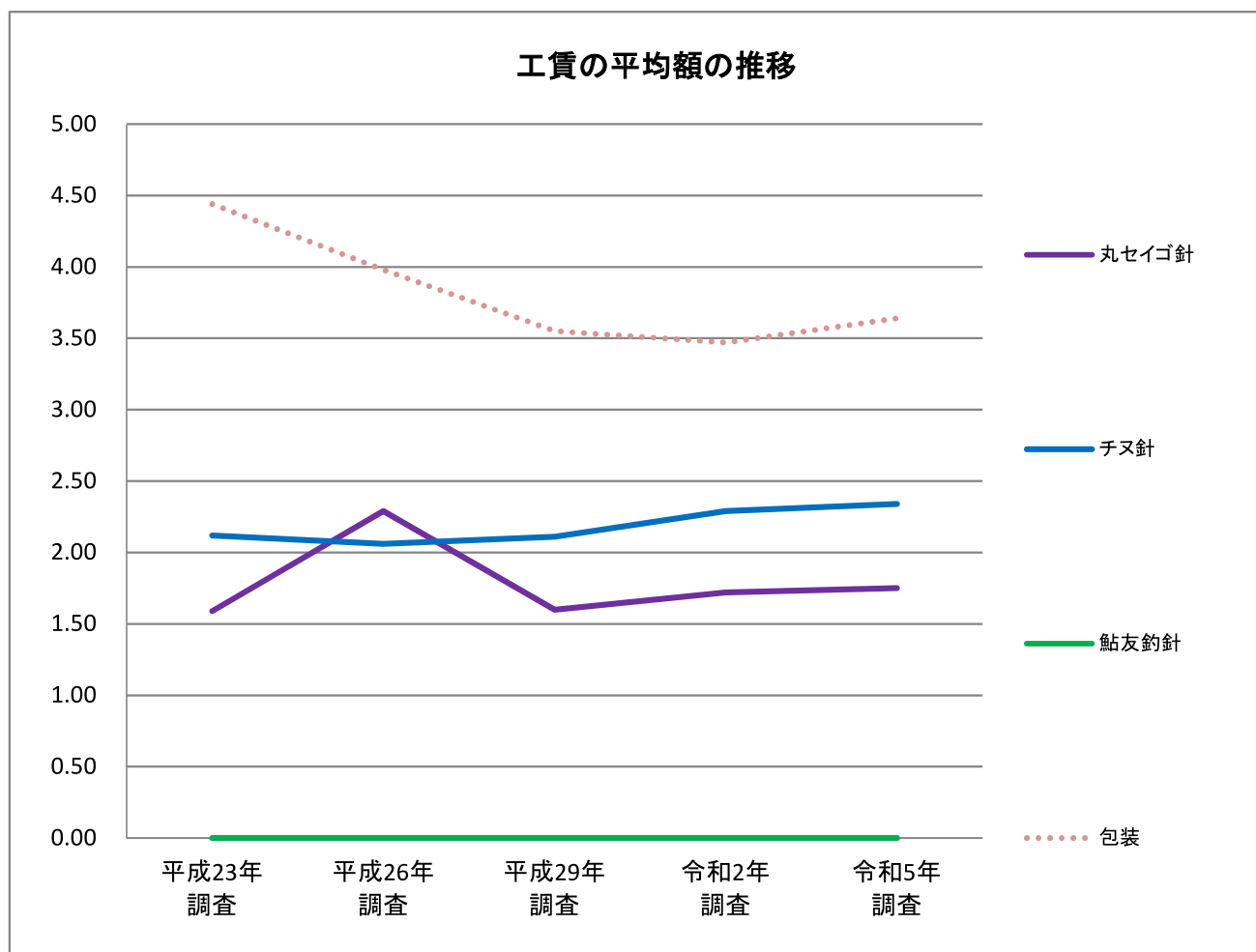
※ 委託者調査による。



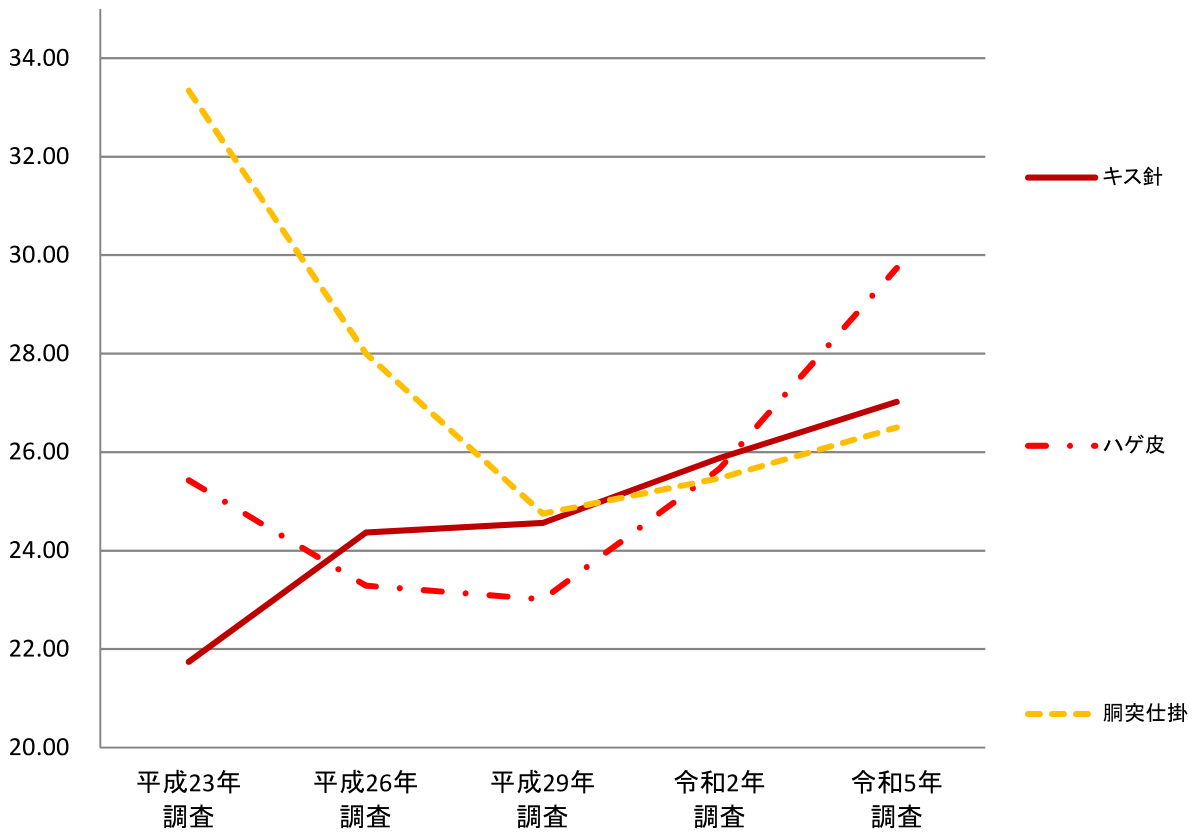
4 工賃平均額の推移

業務	工賃の平均額(円)					現行最低 工賃額(円)
	平成23年 調査	平成26年 調査	平成29年 調査	令和2年 調査	令和5年 調査	
丸セイゴ針	1.59	2.29	1.60	1.72	1.75	1.40
チヌ針	2.12	2.06	2.11	2.29	2.34	2.00
鮎友釣針	-	-	-	-	-	5.00
キヌ針	21.74	24.37	24.56	25.88	27.02	20.00
ハゲ皮	25.43	23.29	23.01	25.67	29.74	19.30
胴突仕掛	33.34	28.00	24.75	25.47	26.50	17.00
包装	4.44	3.98	3.55	3.47	3.64	3.00

※ 委託者調査による。(－該当なし)



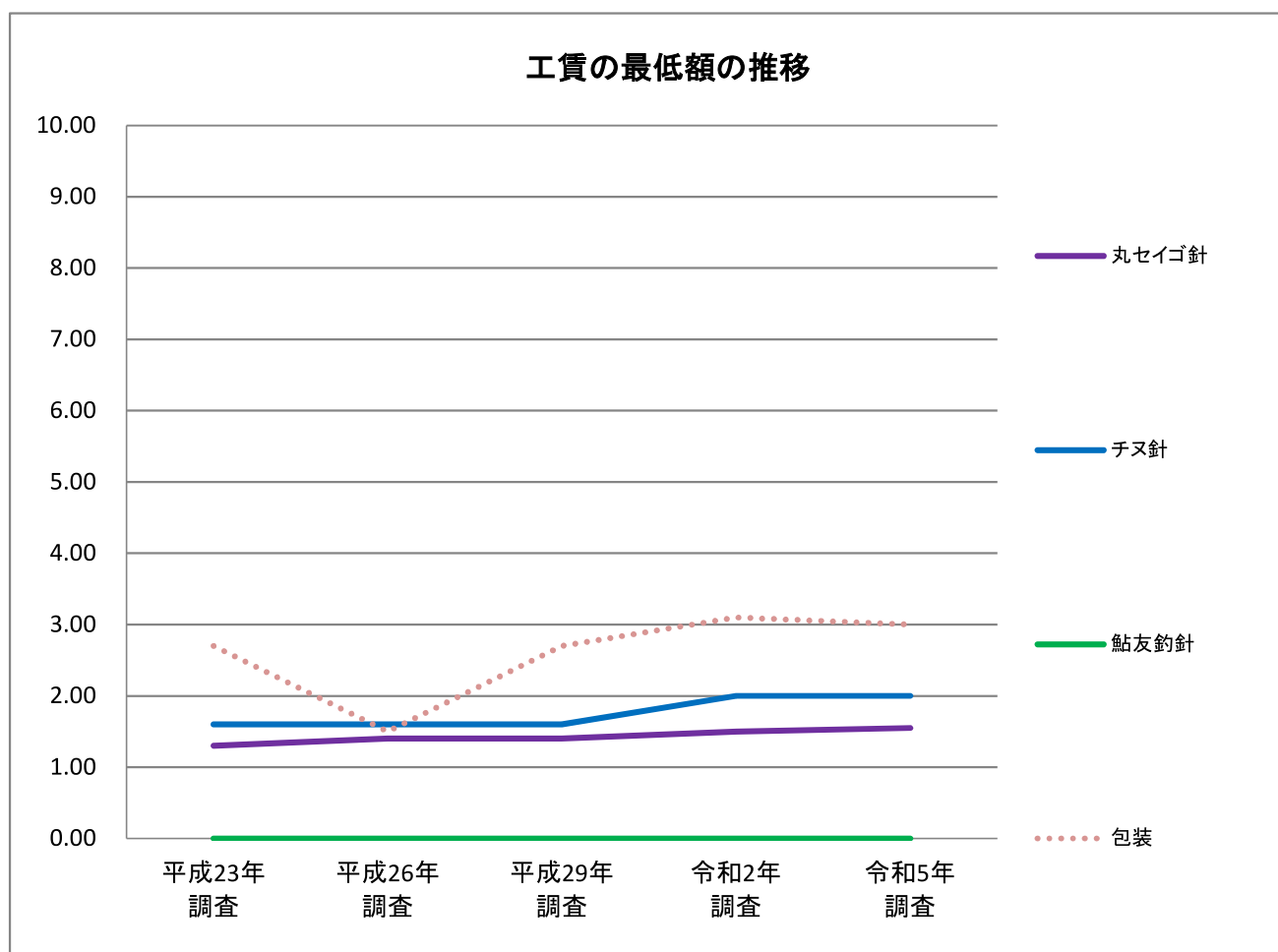
工賃の平均額の推移



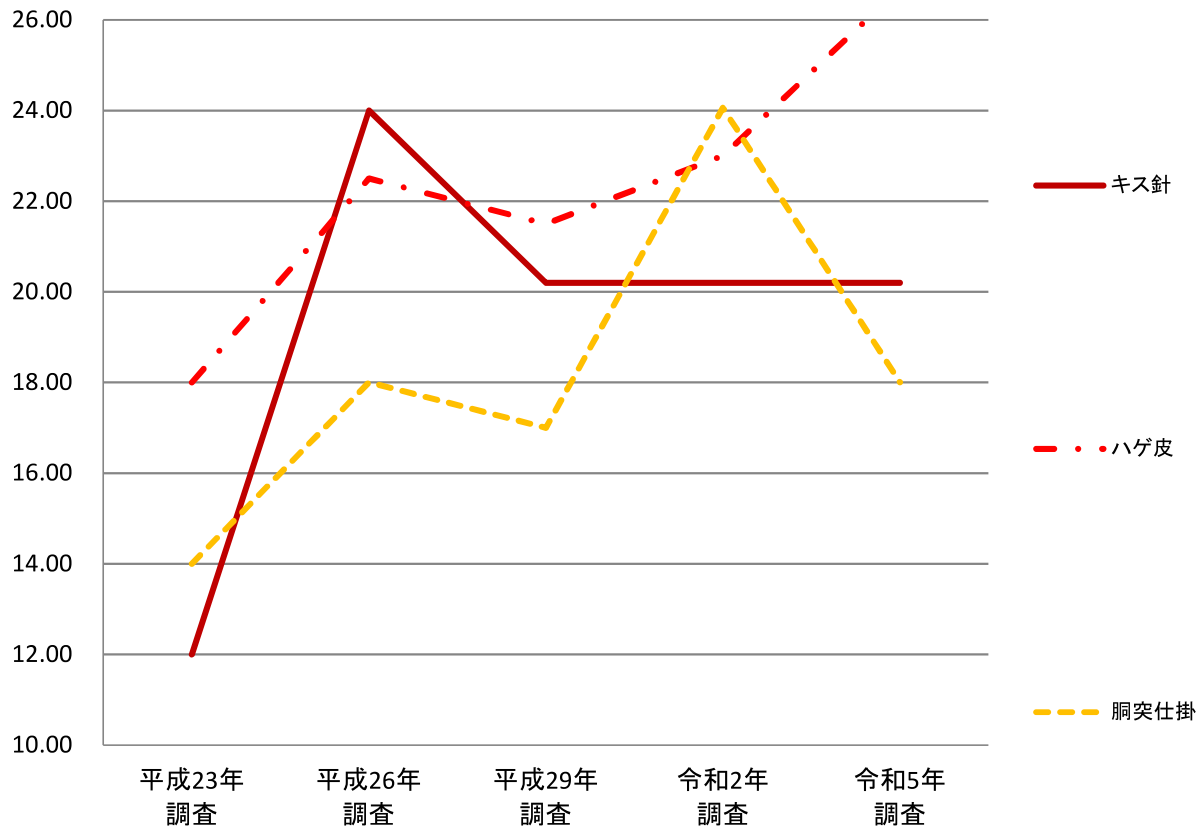
5 工賃最低額の推移

業務	工賃の最低額(円)					現行最低 工賃額(円)
	平成23年 調査	平成26年 調査	平成29年 調査	令和2年 調査	令和5年 調査	
丸セイゴ針	1.30	1.40	1.40	1.50	1.55	1.40
チヌ針	1.60	1.60	1.60	2.00	2.00	2.00
鮎友釣針	-	-	-	-	-	5.00
キヌ針	12.00	24.00	20.20	20.20	20.20	20.00
ハゲ皮	18.00	22.50	21.50	23.00	26.70	19.30
胴突仕掛	14.00	18.00	17.00	24.06	18.00	17.00
包装	2.70	1.50	2.70	3.10	3.00	3.00

※ 委託者調査による。(－該当なし)



工賃の最低額の推移



兵庫県の最低工賃

最低工賃とは、家内労働者（内職者）に支払う工賃の最低額を決めるものです。兵庫労働局では、5件の最低工賃を定めています。

最低工賃が決まっている仕事を委託している場合は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

目 次

兵庫県釣針製造業最低工賃・・・・・・・・・・	1
兵庫県電気機械器具製造業最低工賃・・・・・・・・・・	2
兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃 ・・・・・・・・	3
兵庫県綿・スフ織物業最低工賃 ・・・・・・・・・・	4
兵庫県靴下製造業最低工賃 ・・・・・・・・・・	5

(注) 最低工賃は年度途中で改正されることがありますので、ホームページ等でお確かめ下さい。

兵庫労働局

[ホームページアドレス] <https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>

労働基準部賃金室 ☎078-367-9154

兵庫県釣針製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
兵庫県の区域内で釣針製造業に係る糸結び、仕掛け又は包装の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1個につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
糸 結 び 〔 右の規格の釣針と糸を結ぶ作業 〕	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル付	1円40銭
	チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	2円
	鮎友釣針 3本錨結び	5円
仕 掛 け 〔 右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業 〕	キス針 6～13号、3本針、2セット入	20円
	ハゲ皮付7本針仕掛	19円30銭
	胴突仕掛、2本針、2セット入	17円
包 装 〔 右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業 〕	バラ針15本入、台紙付	3円

- 4 効力発生の日 平成15年8月14日

兵庫県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
兵庫県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工 程	規 格	金 額
印刷回路基板	部品の差し	2端子(足)の部品について行うもの	1個につき 92銭
	部品の差し、曲げ及び切り		1個につき 1円37銭
ワイヤーハーネス (リードコネクタ)	ハウジング入れ (カプラー差し)	50センチメートル以下の電線について行うもの	1端子につき 51銭
		50センチメートルを超える電線について行うもの	1端子につき 56銭

- 4 効力発生の日 平成18年3月10日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃

1 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区（豊岡市、美方郡、養父市、朝来市及び丹波市をいう。）の区域内で絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000^円越につき、金額欄に掲げる金額

品目	織機の規格		品目の規格		金額			
	織機の種類	ジャカード 仕口数	仕上げの重さ 又は よこ 緯糸の本数	仕上げ幅				
後 染	小幅力織機	900口	1反が 670グラム 以上のもの	36センチ メートル のもの	正絹無地ちりめん（正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る。）	184円		
					正絹紋りんずちりめん	275円		
					正絹銀無地ちりめん	305円		
					正絹紋意匠ちりめん	315円		
先 染	小幅力織機 (両六丁)	400口 以上	6.06センチメートル の間によこ 緯糸が22本以上 のもの		正絹着尺	390円		
					正絹コート地	360円		
					帯（無地物及び黒共帯を除く。）	600口 以上	3.03センチメートル の間によこ 緯糸が60本以上 のもの	1,000円
						1,185円		
	1,390円							
	1,495円							

(備考) 帯の織機の種類において、両十二丁の織機で両十丁の用途で使用した場合等、規格未満の丁数の用途で使用した場合は、実際に使用した丁数の金額を適用する。

4 効力発生の日 平成14年2月14日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
兵庫県内の区域内で綿・スフ織物業に係る先染め織物の織布の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、織布1ヤール（0.915メートル）につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格					金 額
	たて糸、 よこ糸 の 別	糸の質	糸の太さ	2.54センチ メートル間の 糸の本数	仕上げ幅	
50ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿100 パーセント	50番手 単 糸	144本	112センチメートルから114センチメートル	40円
	よこ糸			76本		
ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿100 パーセント	40番手 単 糸	120本	112センチメートルから114センチメートル	37円
	よこ糸			70本		
ピンポイントオックス (ストライプ物)	たて糸	綿100 パーセント	80番手 双 糸	160本	112センチメートルから114センチメートル	27円
	よこ糸			62本		
ドビークロス (単丁杼ドビー組織)	たて糸	綿100 パーセント	40番手 単 糸	120本	112センチメートルから114センチメートル	65円
	よこ糸			70本		
ドビークロス (多丁杼ドビー組織)	たて糸	綿100 パーセント	40番手 単 糸	110本	112センチメートルから114センチメートル	80円
	よこ糸			70本		
ジャカードクロス (多丁杼ジャカード組織)	たて糸	綿100 パーセント	40番手 単 糸	100本	112センチメートルから114センチメートル	100円
	よこ糸			80本		
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100パーセント ガーで、かつ、2枚どりの ものに限る。)	たて糸	綿100 パーセント	60番手 単 糸	90本	93.98センチ メートル	105円
	よこ糸			80本		

(備考) 金額欄の最低工賃額は、サイジング加工による場合に限る。
あぜ取り、経通し、ワインダー、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に対する工賃を含む。

- 4 効力発生の日 平成11年8月11日

兵庫県靴下製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

兵庫県の区域内で靴下製造業に係るリンクグミシン、ロッソーミシン若しくはオーバーミシンによるかがり、包装（足合わせ、ソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め作業のうち、3以上の作業を併せて行うものに限る。）、抜き返し又は返しの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンクグミシンによる かがり	針目数が201以上のもの	152円
	針目数が200以下のもの	135円
ロッソーミシンによる かがり		41円
オーバーミシンによる かがり		36円
包 装		40円
抜 き 返 し		37円
返 し		10円

4 効力発生の日 平成13年6月14日

家内労働関係法規

目 次

家内労働法	1
家内労働法第4条第2項及び第8条第1項の審議会を定める政令	10
家内労働法施行規則	11
厚生労働省組織令	21
地方労働審議会令	22
兵庫地方労働審議会運営規程	25
兵庫地方労働審議会家内労働部会運営規程	27

○ 家 内 労 働 法

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(定義)

第2条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。

二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。

3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。

4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。

5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

一 第1項第1号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの

二 第1項第2号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

6 この法律で「労働者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

第2章 委託

(家内労働手帳)

第3条 委託者は、委託をするにあたっては、家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、家内労働手帳を交付しなければならない。

2 委託者は、委託をするつど委託をした業務の内容、工賃の単価、工賃の支払期日その他厚生労働省令で定める事項を、製造又は加工等に係る物品を受領するつど受領した物品の数量その他厚生労働省令で定める事項を、工賃を支払うつど支払った工賃の額その他厚生労働省令で定める事項を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、家内労働手帳に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(就業時間)

第4条 委託者又は家内労働者は、当該家内労働者が業務に従事する場所の周辺地域において同一又は類似の業務に従事する労働者の通常労働時間をこえて当該家内労働者及び補助者が業務に従事することとなるような委託をし、又は委託を受けることがないように努めなければならない。

2 都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴いて、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該家内労働者及び補助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(委託の打ち切りの予告)

第5条 6月をこえて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引き続いて継続的に委託をすることを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内労働者に予告するように努めなければならない。

第3章 工賃及び最低工賃

(工賃の支払)

第6条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

- 2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査（以下「検査」という。）をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から一月以内に支払わなければならない。

（工賃の支払場所等）

第7条 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうように努めなければならない。

（最低工賃）

第8条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第9条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第1項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日の翌日から起算して15日を経過する日までの間は、前条第1項の規定による決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

- 5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による決定をする場合において、第2項の規定による申出があつたときは、第3項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）について別段の定めをすることができる。
- 6 前条第2項の規定は、第3項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（最低工賃の改正等）

- 第10条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

- 第11条** 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。
- 2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。
 - 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

（公示及び発効）

- 第12条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。
- 2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

第13条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）

（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第14条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第15条 第8条第1項及び第10条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案（厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。）については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不適當となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第8条第2項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第16条 第6条又は第14条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

第四章 安全及び衛生

(安全及び衛生に関する措置)

第17条 委託者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、厚生労働省令で定める事項を守らなければならない。

(安全及び衛生に関する行政措置)

第18条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が前条第1項又は第2項の措置を講じない場合には、委託者又は家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、委託をし、若しくは委託を受けることを禁止し、又は機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品の全部若しくは一部の使用の停止その他必要な措置を執ることを命ずることができる。

第5章 家内労働に関する審議機関

第19条 削除

第20条 削除

(専門部会等)

第21条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第22条 削除

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第23条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第24条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第6章 雑則

(援助)

第25条 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならない。

(届出)

第26条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の数及び業務の内容その他必要な事項を都道府県労働局長に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第27条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の氏名、当該家内労働者に支払う工賃の額その他の事項を記入した帳簿をその営業所に備え付けて置かななければならない。

(報告等)

第28条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、委託者又は家内労働者に対し、工賃に関する事項その他必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第29条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第30条 労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者の営業所又は家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのある物であつて厚生労働省令で定めるものを収去することができる。

2 前項の規定による立入検査等をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

(申告)

第32条 委託者に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 委託者は、前項の規定による申告をしたことを理由として、家内労働者に対して工賃の引下げその他不利益な取扱いをしてはならない。

3 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違反する取扱いをした場合には、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託者に対し、その取扱いの是正を命ずることができる。

第7章 罰則

第33条 第18条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、6月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第34条 第14条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第3条第1項、第6条又は第17条の規定に違反した者

二 第3条第2項の規定による記入をせず、又は虚偽の記入をした者

三 第18条の規定による命令（委託をすることを禁止する命令を除く。）又は第32条第3項の規定による命令に違反した者

四 第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第27条の規定による帳簿の備付けをせず、又は同条の帳簿に虚偽の記入をした者

六 第28条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

七 第30条第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○ 家内労働法第4条第2項及び第8条第1項の審議会を定める政令

家内労働法第4条第2項及び第8条第1項の政令で定める審議会は、地方労働審議会とする。

○ 家 内 労 働 法 施 行 規 則

第 1 章 委 託

(家内労働手帳)

第 1 条 委託者は、委託をするにあたっては、家内労働者に対し、委託に係る物品を提供するときまでに家内労働手帳を交付しなければならない。

2 家内労働法（以下「法」という。）第 3 条第 2 項 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 委託をするつど、その年月日、納入させる物品の数量及び納品の時期

二 製造又は加工等に係る物品を受領するつどその年月日

三 工賃を支払うつどその年月日

3 委託者は、委託をするにあたっては、家内労働手帳に次の事項を記入しなければならない。

一 家内労働者の氏名、性別及び生年月日並びに当該家内労働者に補助者がある場合にはその氏名、性別及び生年月日

二 委託者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに委託者が当該家内労働者に係る委託について代理人を置く場合にはその氏名及び住所

三 工賃の支払場所、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合にはその定め及び通貨以外のもので工賃を支払う場合にはその方法

四 物品の受渡し場所

五 不良品の取扱いに関する定めをする場合にはその定め

4 委託者は、前項各号の事項に変更があつた場合には、そのつど、変更があつた事項を家内労働手帳に記入しなければならない。

5 委託者は、委託に関し、家内労働者に機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させようとする場合には、そのつど、その品名、数量及び引渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法に関する事項を家内労働手帳に記入しなければならない。

6 家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければならない。

7 家内労働者は、委託者が家内労働手帳に最後の記入をした日から 2 年間当該家内労働手帳を保存しなければならない。

8 家内労働手帳は、様式第 1 号による。

(就業時間の適正化に関する勧告)

第2条 法第4条第2項の規定による勧告は、都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

第2章 工賃及び最低工賃

(工賃の支払)

第3条 工賃の支払は、委託者が家内労働者の同意を得た場合には、次の方法によることができる。

- 一 郵便為替の交付
- 二 銀行その他の金融機関に対する預金又は貯金への振込み
- 三 郵便振替口座への払込み又は振替

(審議会の意見の要旨の公示)

第4条 法第9条第1項の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第5条 法第9条第2項の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによつて行なわなければならない。

- 2 厚生労働大臣に対する異議の申出は、関係都道府県労働局長を経由してすることができる。

(関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取)

第6条 労働政策審議会又は地方労働審議会（以下「審議会」と総称する。）は、法第11条第1項の規定により関係家内労働者及び関係委託者の意見を聴こうとするときは、当該事案の要旨並びに意見を述べようとする関係家内労働者及び関係委託者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示しなければならない。

- 2 審議会は、前項の意見書によるほか、関係家内労働者及び関係委託者のうち適当と認める者から意見をきくものとする。
- 3 第1項の規定による公示は、労働政策審議会にあつては官報に掲載することにより、地方労働審議会にあつては都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(関係家内労働者又は関係委託者の申出)

第7条 法第11条第2項の規定による申出は、次の事項を記載した申出書を提出することによつて行なわなければならない。

- 一 申出をする者が代表する家内労働者又は委託者の範囲
- 二 申出の内容
- 三 申出の理由

2 前項の申出書には、申出をする者が同項第1号の範囲の家内労働者又は委託者を代表する者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 第1項の申出書は、当該事案が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合には厚生労働大臣に、当該事案が一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場合には当該都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する申出書は、関係都道府県労働局長を経由して提出することができる。

(最低工賃に関する決定の公示)

第8条 法第12条第1項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行なうものとする。

(最低工賃に関する職権)

第9条 都道府県労働局長は、当該都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案について、法第8条第1項又は法第10条の規定により地方労働審議会の調査審議を求めようとする場合において、当該事案が全国的に関連があると認めるとき、又は全国的に関連があるかどうか判断し難いときは、遅滞なく、意見を付してその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、法第15条第1項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県労働局長に通知しなければならない。前項の報告があつた事案について法第15条第1項の規定による指定をしないことを決定したときも、同様とする。

3 都道府県労働局長は、第1項の報告をした事案については、前項後段の通知があるまでは、法第8条第1項又は法第10条の規定による調査審議を求めてはならない。

4 都道府県労働局長は、第2項前段の通知を受けたときは、遅滞なく、申出書その他の関係書類を厚生労働大臣に送付しなければならない。

第3章 安全及び衛生

(安全装置の取付け)

第10条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる安全装置を取り付けなければならない。

機械		安全装置
木材加工用丸のこ盤	反ばつにより作業者が危害をうけるおそれのあるもの	割刃その他の反ばつ予防装置
	接触により作業者が危害をうけるおそれのあるもの	歯の接触予防装置
手押しかな盤		刃の接触予防装置
プレス機械及びシヤ		安全装置(その性能について労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第44条第1項の規定に基づく検定を受けた安全装置に限る。)

(規格具備等の確認)

第11条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の安全装置、機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、当該安全装置、機械又は器具が労働安全衛生法第42条の厚生労働大臣が定める規格を具備していることを確認しなければならない。

- 一 木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置
- 二 手押しかな盤の刃の接触予防装置
- 三 研削盤、研削といし又は研削といしの覆い
- 四 動力により駆動されるプレス機械

第12条 委託者は、委託に係る業務に関し、手押しかな盤を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、刃物取付け部が丸胴であることを確認しなければならない。

(防護措置)

第13条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

機械又は器具	措置
原動機又は回転軸、歯車、プーリ若しくはベルトのある機械	作業者が危害をうけるおそれのある部分に覆い、囲い又はスリーブを取り付けること。
回転軸、歯車、プーリ又はフライホイールに附属する止め具のある機械（埋頭型の止め具を使用している機械を除く。）	止め具に覆いを取り付けること。
バフ盤（布バフ、コルクバフ等を使用するバフ盤を除く。）	バフの研まに必要な部分以外の部分に覆いを取り付けること。
面取り盤	刃の接触予防装置を取り付けること。ただし、作業の性質上接触予防装置を取り付けることが困難な場合には、工具を譲渡し、貸与し、又は提供すること。
紙、布、金属箔等を通すロール機（送給が自動的に行なわれる構造のロール機を除く。）	囲い又はガイドロールを取り付けること。
電気機械器具	充電部分のうち作業者が作業中又は通行の際に、接触し、又は接近することにより感電の危害を生ずるおそれのある部分に囲い又は絶縁覆いを取り付けること。 ただし、電熱器の発熱体の部分、抵抗溶接機の電極の部分等電気機械器具の使用の目的により露出することがやむを得ない充電部分については、この限りでない。

（危害防止のための書面の交付等）

第14条 委託者は、委託に係る業務に関し、別表第一の上欄に掲げる機械、器具又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を書面に記載し、家内労働者に交付しなければならない。

- 2 家内労働者は、前項の書面を作業場の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。
- 3 家内労働者又補助者は、第一項の書面に記載された注意事項を守るように努めなければならない。

(有害物についての容器の使用等)

第15条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の物品を家内労働者に譲渡し、又は提供する場合には、当該物品が漏れ、又は発散するおそれのない容器を使用し、かつ、当該容器の見やすい箇所に当該物品の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければならない。

一 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号の3の3、11の2、18の2から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで及び33の2に掲げる物、同令別表第六の二に掲げる有機溶剤並びにこれらの物のみから成る混合物をいう。以下同じ。）

二 有機溶剤を含有する塗料、絵具又は接着剤

三 鉛化合物（労働安全衛生法施行令 別表第四第六号の鉛化合物をいう。以下同じ。）を含有する絵具又は釉薬

2 前項の規定は、家内労働者が同項各号の物品であつて委託者からの譲渡又は提供に係るもの以外のものを使用する場合について準用する。

(女性及び年少者の就業制限)

第16条 委託者は、満18才に満たない家内労働者又は補助者が、次の業務に従事することとなる委託をしないように努めなければならない。

一 丸のこの直径が25センチメートル以上の木材加工用丸のこ盤（横切用丸のこ盤、自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ばつにより作業者が危害をうけるおそれのないものを除く。）に木材を送給する業務

二 動力により駆動されるプレス機械の金型又はシヤアの刃部の調整又はそうじの業務

三 手押しかな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務

四 火工品を製造し、又は取り扱う業務であつて取り扱う物品が爆発するおそれのあるもの

五 別表第二に掲げる発火性の物品、酸化性の物品、引火性の物品又は可燃性のガス（以下「危険物」という。）を取り扱う業務であつて取り扱う物品が爆発し、発火し、又は引火するおそれのあるもの

六 鉛等（鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第1条第1号の鉛等をいう。以下同じ。）の蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

七 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する場所における業務

2 委託者は、満18才以上の女性である家内労働者又は補助者が、前項第1号、第3号及び第6号の業務に従事することとなる委託をしないように努めなければならない。

3 満18才に満たない家内労働者又は補助者は、第1項各号の業務に従事しないように努めなければならない。

4 満18才以上の女性である家内労働者又は補助者は、第1項第1号、第3号及び第6号の業務に従事しないように努めなければならない。

(家内労働者の危害防止措置)

第17条 家内労働者は、委託者からの譲渡、貸与又は提供に係る機械又は器具以外の機械又は器具を使用する場合には、第10条から第13条までに規定する措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。

(設備等の設置)

第18条 家内労働者は、屋内作業場において次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる設備又は装置を設けるように努めなければならない。

業務	設備又は装置
有機溶剤等（有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第1条第1項第2号の有機溶剤等及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第2条第1項第3号の3の特別有機溶剤等をいう。以下同じ。）を取り扱う業務（吹付けの業務を除く。）	蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、全体換気装置又は排気筒
有機溶剤等を吹き付ける業務	局所排気装置
鉛等を取り扱う業務	局所排気装置、全体換気装置又は排気筒
研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における業務	局所排気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備

(保護具等の使用)

第19条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる保護具等を使用しなければならない。

業務	保護具等
運転中の機械の刃部における切粉払い又は切削剤を使用する業務	ブラシ
運転中の機械に頭髮又は被服が巻き込まれるおそれのある業務	適当な帽子又は作業服
ガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（局所排気装置、全体換気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備が設置されている場所における業務を除く。）	ガス又は蒸気にあつては防毒マスク、粉じんにあつては防じんマスク

皮膚に障害を与える物品又は皮膚から吸収されて中毒を起こすおそれのある物品 を取り扱う業務	塗布剤、不浸透性の作業衣又は手 袋
強烈な騒音を発する業務	耳せん

(危険物の取扱い)

第20条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる物品を取り扱う場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を守らなければならない。

物品	事項
別表第二に掲げる発 火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物若しくは 水に接触させ、加熱し、又は衝撃を与えないこと。
別表第二に掲げる酸 化性の物品	みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、又は衝撃を与 えないこと。
別表第二に掲げる引 火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、若しくは注ぎ、蒸発させ、 又は加熱しないこと。
別表第二に掲げる可 燃性のガス	みだりに発散させないこと。

(援助)

第21条 委託者は、家内労働者又は補助者が危害防止のためにする安全装置、局所排気装置その他の設備の設置及
び健康診断の受診について必要な援助を行なうように努めなければならない。

(安全及び衛生に関する命令)

第22条 法第十八条の規定による命令は、次の事項を記載した命令書を交付することによつて行なう。

- 一 違反の事実
- 二 命令の内容

第4章 雑則

(届出)

第23条 委託者は、法第2条第3項の規定に該当するに至った場合には、遅滞なく、委託状況届（様式第2号）を当該委託者の営業所の所在地を管轄する労働基準監督署の長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）を経由して当該営業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

2 委託者は、毎年、4月1日現在における状況について、委託状況届（様式第2号）を同月30日までに、所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

3 委託者は、家内労働者又は補助者が、委託に係る業務に関し負傷し、又は疾病にかかり4日以上休業し、又は死亡した場合には、遅滞なく、家内労働死傷病届（様式第3号）を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(帳簿)

第24条 法第27条の帳簿には、委託に係る家内労働者各人別に、次の事項を記入しなければならない。

一 家内労働者の氏名、性別、生年月日、住所及び家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合にはその所在地

二 委託に係る家内労働者に補助者がある場合には、その氏名、性別及び生年月日

三 委託に係る業務に関し、代理人を置く場合には、当該代理人の氏名、住所及び代理業務の範囲

四 委託をするつど、その年月日、委託をした業務の内容、納入させる物品の数量、工賃の単価、納品の時期及び工賃の支払期日

五 製造又は加工等に係る物品を受領するつど、その年月日及び受領した物品の数量

六 工賃を支払うつど、その年月日、支払った工賃の額並びに通貨以外のもので工賃を支払った場合にはその方法及び額

2 委託者は、前項の帳簿に最後の記入をした日から五年間当該帳簿を保存しなければならない。

3 第1項の帳簿は、様式第4号による。

(報告等)

第25条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、法第28条の規定により委託者又は家内労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずる場合には、次の事項を通知しなければならない。

一 報告をさせ、又は出頭を命ずる理由

二 出頭を命ずる場合には聴取しようとする事項

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第26条 労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、この省令に規定するもののほか、法の施行に関する事務をつかさどる。

2 労働基準監督官は、上司の命を受けて、法に基づく立入検査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第27条 労働基準監督官が、法第30条第1項の規定に基づき収去することができる物は、次の物又はその疑いのある物とする。

- 一 労働安全衛生法施行令第16条第1項各号に掲げる物
 - 二 有機溶剤等、鉛等及び厚生労働大臣が危害を与えるものとして指定する物
- 2 法第30条第2項の証票は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）様式第18号による。

(申告に基づく不利益な取扱いの是正命令)

第28条 法第32条第3項の規定による命令は、次の事項を記載した是正命令書を交付することによつて行なう。

- 一 不利益な取扱いの事実
- 二 是正すべき事項
- 三 是正期限

(公示事項の周知)

第29条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は審議会は、法又はその省令の規定により公示した事項について、適当な方法により関係者に知らせるように努めなければならない。

(様式の任意性)

第30条 委託者は、第1条の家内労働手帳及び第24条の帳簿を、様式第1号及び様式第4号と異なる様式を用いて作成することができる。

○ 厚 生 労 働 省 組 織 令

(地方労働審議会)

第156条の2 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成4年法律第90号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。第44条、第45条及び第47条の規定に限る。）、港湾労働法（昭和63年法律第40号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあつては、都道府県労働局長）に意見を述べること。
 - 三 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第1号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであつて2以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）の定めるところによる。

○ 地 方 労 働 審 議 会 令

(名称)

第1条 地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条 審議会は、委員18人で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

- 第3条** 委員は、労働者（家内労働法（昭和45年法律第60号）第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。
- 2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。
 - 3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

- 第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
 - 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
 - 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
 - 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
 - 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合算及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第7条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第4項から第7項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代

表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月7日政令第185号)

この政令は、平成29年7月11日から施行する。

兵庫地方労働審議会運営規程

第 1 条 兵庫地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2 及び地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要であると認めるとき又は委員の 3 分の 1 以上から請求があったときに会長が召集する。

- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、最低工賃の決定又はその改正の決定につき、審議会令第 7 条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に調査審議を求める諮問の場合にあつては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の召集に代えるものとする。
- 3 労働局長又は委員は、会長に会議の召集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
- 4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 7 日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第 3 条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 8 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第 4 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第 5 条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第 6 条 審議会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第 7 条 第 2 条から第 6 条までの規定（第 2 条第 2 項を除く）は、審議会令第 6 条に規定する部会（以下「部会」という。）及び最低工賃専門部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」

とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会に、次の部会を置く。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会
- 三 港湾労働部会

2 一 前項第一号の部会は、労働災害の防止に関する専門の事項を審議する。

二 前項第二号の部会は、家内労働に関する専門の事項（家内労働法第21条第1項の規定により最低工賃専門部会が所掌する事項を除く。）を審議する。

三 前項第三号の部会は、港湾労働に関する専門の事項を審議する。

第10条 前条に規定する部会（その部会長が委員であるものに限る）又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 最低工賃専門部会については、家内労働法第9条第2項の規定に基づく審議会の意見に関する異議の申出がなかった場合には、その時点で廃止する。

第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第13条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則（平成13年10月1日）

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月12日）

この規程は、平成14年3月12日から施行する。

附則（平成14年12月5日）

この規程は、平成14年12月5日から施行する。

附則（平成24年11月7日）

この規程は、平成24年11月7日から施行する。

附則（令和3年11月12日）

この規程は、令和3年11月12日から施行する。

兵庫地方労働審議会家内労働部会運営規程

(規程の目的)

第1条 兵庫地方労働審議会家内労働部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び兵庫労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員」という。）のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

(会議の招集)

第3条 部会会議は、兵庫労働局長の請求があったとき、部会長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていない場合は局長が招集する。

(テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速やかに報告するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録および議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録および会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、兵庫地方労働審議会会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

(附 則) この規程は、平成14年2月27日から施行する。

この規程は、平成18年2月28日から施行する。

この規程は、平成29年2月14日から施行する。

この規程は、令和4年2月2日から施行する。

家内労働のしおり

～家内労働法の概要について～



はじめに

我が国において、メーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受けて、個人で、または同居の家族と物品の製造や加工を行う「家内労働」は、減少傾向にあるものの、いまなお製造業を下支えする重要な役割を担っています。

このような家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的とする法律が「家内労働法」です。

厚生労働省では、家内労働法に基づいて、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定およびその周知、安全および衛生の確保などのさまざまな施策を推進しています。

このしおりは、家内労働法の概要や家内労働に関する施策などを分かりやすく説明するものです。ぜひご一読いただき、家内労働についての認識を深め、家内労働法に定める事項が守られているかを点検していただくための一助となれば幸いです。

令和5年

厚生労働省雇用環境・均等局

目 次

I	家内労働法のあらまし	4
II	家内労働に関する施策の概要	21
III	家内労働の現状	30
IV	家内労働者の労働条件の現状	37

I 家内労働法のあらまし

家内労働法の目的（法第1条）

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などについて定めたものです。

この法律は、家内労働者の労働条件の最低基準を定めたもので、委託者および家内労働者は、この基準より労働条件を低下させてはならないことはもちろん、その向上を図るように努めなければなりません。

家内労働者の定義（法第2条②）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。
 - * 近所の一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。
- 2 物品の提供を受け、その物品を部品・附属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。
 - * 物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。
- 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- 4 主として、労働の対償を得るために働くものであること。
 - * 大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。
- 5 本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

委託者の定義（法第2条③）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）であること。
 - * 運送業者や建築業者は委託者とはなりません。
- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
 - * 電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。
- 3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。
- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。
 - * 直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請け企業に委託する場合には、委託者とはなりません。

補助者の定義（法第2条④）

補助者とは、家内労働者と同居している親族で、家内労働者の仕事を手伝っている者をいいます。

家内労働手帳（法第3条）

委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するため、委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託をするつど、必要事項を記入しなければならないと定められています。記入すべき内容は以下のとおりです。

家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければなりません。

家内労働手帳は、法令で定める事項が記載されていれば、別の様式でも差し支えありません。厚生労働省では、下記のモデル様式の普及を図っています。

委託の原材料の引渡しのとしまでに（基本委託条件の通知）

- ・家内労働者の氏名
- ・委託者の氏名
- ・営業所の名称・所在地
- ・工賃の支払方法、
その他の委託条件 など

伝票式家内労働手帳
様式第1

基本委託条件の通知

年 月 日

家内労働者	氏名				委託者	氏名			
	性別	生年月日				名称			
	住所					営業所 所在地	TEL		
補助者	氏名				代理人	氏名			
	性別	生年月日				住所	TEL		

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。
なお、御承諾の場合は御連絡願います。

工賃の支払方法	支払場所	イ 家内労働者宅	ロ グループリーダー宅
		ハ 委託者の営業所	ニ その他()
	支払期日	イ 毎月 日締め、 （同月翌月）日払い	ロ 納品の都度払い
通貨以外のもの で支払う場合の方法			
物品の受渡し場所	イ 家内労働者宅	ロ グループリーダー宅	
	ハ 委託者の営業所	ニ その他()	
不良品の取扱いに 関する定め (検査日に関する 定め)			
備考			

注) 家内労働をやめた日から2年間保存してください。

原材料の受渡しのつど (注文伝票)

- ・ 委託業務の内容
 - ・ 納入させる物品の数量
 - ・ 工賃単価
 - ・ 工賃の支払期日
 - ・ 納品の時期
- など

伝票式家内労働手帳
様式第2

No. _____

注 文 伝 票

年 月 日

殿

委託者

品 名	数 量	単 価	納 期	備 考

工賃支払期日	年 月 日	付「基本委託条件の通知」による。
--------	-------	------------------

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

- 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。
なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。
- 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引き渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

物品の受渡し、工賃の支払のつど (受入伝票)

- ・ 受領年月日
 - ・ 工賃支払額
- など

伝票式家内労働手帳
様式第3

No. _____

受 入 伝 票

年 月 日

殿

委託者

品 名	数 量	単 価	金 額	製品の受領印	備 考
合 計					

月 日締切分	累 計 金 額	備 考
--------	---------	-----

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、

- 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。
- 工賃締切日を定め、一定日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に記入すること。

就業時間（法第4条）

家内労働者が過剰に長時間働くことにより、健康を害したり、同業者との過当競争により工賃単価が低下するなどの弊害をまねいたりします。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の労働をしなければならないような委託をしないように努めなければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

委託の打ち切りの予告（法第5条）

委託者は、同じ家内労働者に6か月以上継続して委託している場合に、その委託を打ち切ろうとするときは、ただちにその旨を家内労働者に予告するよう努めなければなりません。

工賃の支払（法第6条）

工賃は、原則として、通貨でその全額を支払わなければなりません。

ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、銀行その他の金融機関に対する預金口座または貯金口座への振込みにより支払うことができます。

工賃は、原則として、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に支払わなければなりません。

また、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品全ての工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

工賃の支払場所など（法第7条）

委託者は、工賃の支払や原材料、製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

最低工賃（法第8条～第16条）

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。

厚生労働大臣または都道府県労働局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者または委託者を代表する者は、厚生労働大臣または都道府県労働局長に対し、その家内労働者や委託者に適用される最低工賃の決定や、現に適用されている最低工賃の改正または廃止の決定をするよう申し出ることができます。

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

安全および衛生に関する措置（法第17条）

1 委託者が講ずべき危害防止措置

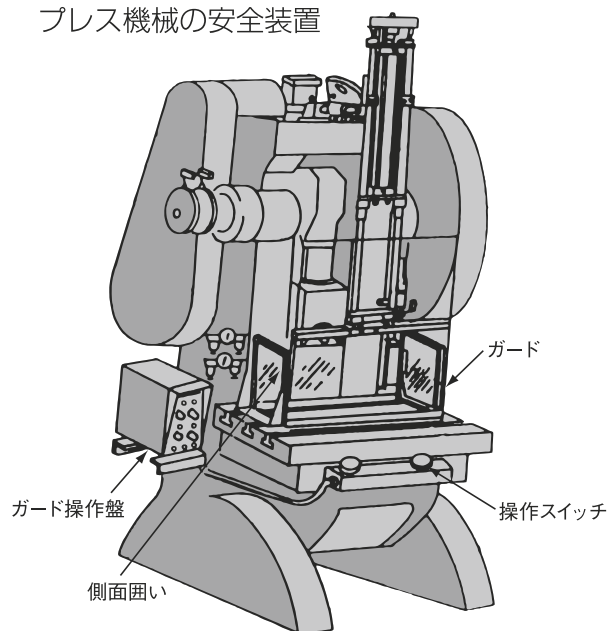
家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は、家内労働者自らが管理しているため、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということはありませんが、委託者が、委託業務に関して一定の機械器具または原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、これらによる危害を防止するため、委託者において、「家内労働法施行規則」で定める次のような措置を講じなければなりません。

(1) プレス機械などへの安全装置の取付け（施行規則第10条）

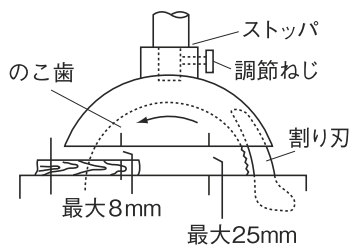
プレス加工や木材加工に使用する機械については、手や指を切断するような大きな災害が起きることがあります。

そのため、プレス機械や木材加工用機械のうち、作業者に危険を及ぼすおそれがあるものには、安全装置を取り付けなければなりません。

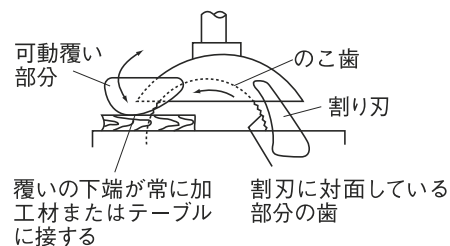
プレス機械の安全装置



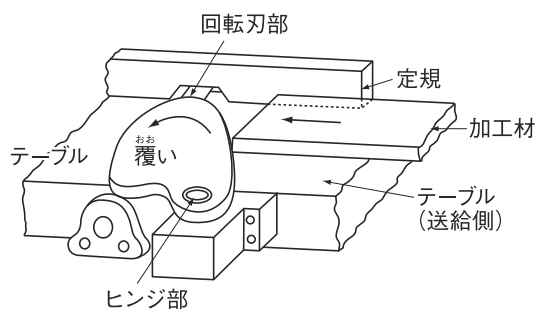
木材加工用機械の安全装置（例）



[丸のこ盤の固定式安全装置]



[丸のこ盤の可動式安全装置]



[手押しかな盤の可動式安全装置]

(2) 安全装置などの規格具備の確認（施行規則第11、12条）

危険な機械に取り付ける安全装置については国の規格が定められているものがあり、構造規格として告示されています。委託者は下記①～④の安全装置や機械を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときは、その安全装置や機械などが厚生労働大臣の定める構造規格を具備していることを確認しなければなりません。また、手押しかんな盤については、刃物取り付け部は丸胴であることを確認しなければなりません。

①木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置または歯の接触予防装置

（昭和47年労働省告示第86号）

②手押しかんな盤の刃の接触予防装置

（昭和47年労働省告示第87号）

③研削盤、研削といし、または研削といしの覆い

（昭和46年労働省告示第8号）

④動力により駆動されるプレス機械

（昭和52年労働省告示第116号）

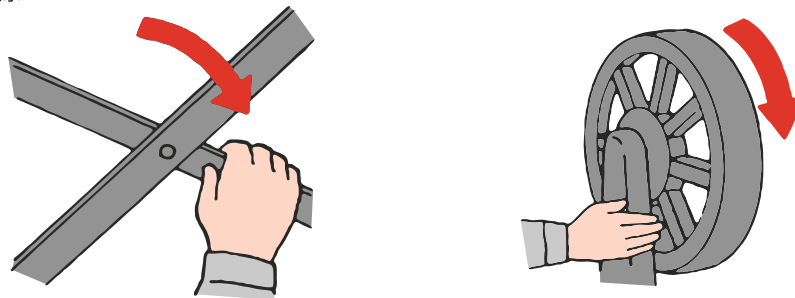
(3) 機械・器具への防護措置（施行規則第13条）

機械・器具を用いる作業では「挟まれ・巻き込まれ」や「切れ・こすれ」「感電」などによる災害が起こることがあります。これらの災害を防ぐには、機械・器具の危険源を覆ったり、囲ったりすることにより、家内労働者や補助者がそれらの危険源にさらされないようにすることが重要です。

委託者は、表1に示す機械・器具を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときには、危険源に、覆い・囲いを取り付けるなど必要な防護措置を講じなければなりません。

機械の危険源の例

①せん断の危険源



②巻き込みの危険源

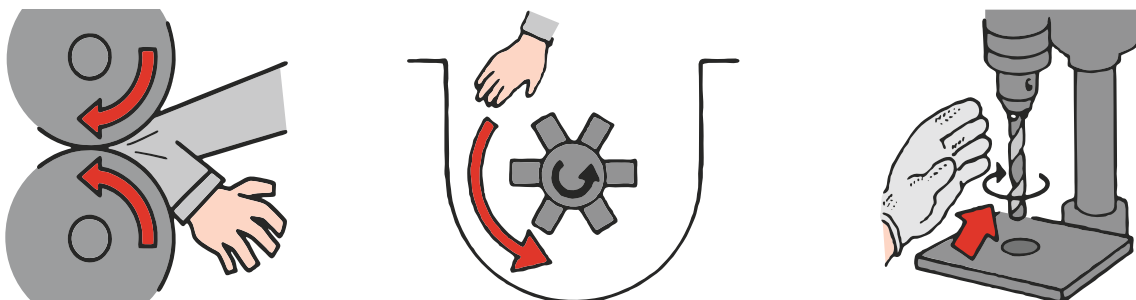


表1 防護措置を講じなければならない機械または器具と講ずべき措置

機械または器具	措置
原動機または機械の回転軸、歯車、プーリ、ベルト	危害を受けるおそれのある部分に覆い、囲いなどを取り付けること。
機械の回転軸、歯車、プーリ、フライホイールの止め具（埋頭型は除く。）	止め具に覆いを取り付けること。
バフ盤（布バフ、コルクバフなどを使用するものを除く。）	研まに必要な部分以外に覆いを取り付けること。
面取り盤	刃の接触予防装置を取り付けること。（困難なときは工具を譲渡などすること。）
紙、布、金属箔を通すロール機	囲いまたはガイドロールを取り付けること。
電気機械器具	感電の危害を生じるおそれのある充電部分に囲いまたは絶縁覆いを取り付けること。

（4）危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）

家内労働者や補助者が、作業に伴う危険性・有害性を十分に知らないために、けがや健康障害を起こすことがあります。このため、作業にはあらかじめ作業に伴う危険性・有害性や安全な作業方法を周知することが重要です。

委託者は、表2に示すとおり家内労働者や補助者に危害を及ぼすおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を「作業心得」などの書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません。

SDS（安全データシート）の入手と注意事項の周知

SDSは化学物質の有害性等の情報（成分、含有量、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意など）を集約した文書のことです。労働安全衛生法においては、発がん性などの危険有害性が明らかとなっている化学物質（670物質）にはSDSの交付が義務付けられています。このほかの危険有害性のある化学物質にもSDSを交付するよう努めなければならないとされています。

家内労働者に有機溶剤などの化学物質を使用させる場合は、委託者はまずSDSを入手して、作業における危険性・有害性、さらには必要な対策について検討を行い、家内労働者に周知することが望ましいです。

表2 書面交付の対象機械と記載すべき注意事項（施行規則別表第1）

機械、器具または原材料その他の物品	事項
機 械	<p>1 刃部を除く機械のそうじ、給油、検査、修理または調整の作業を行う場合であって、作業者が危害をうけるおそれのあるときは、機械の運転を停止すること。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合であって危険な箇所に覆いを設けるなどの措置を講じたときは、この限りでないこと。</p> <p>2 機械の刃部のそうじ、検査、修理、取替えまたは調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること。ただし、機械の構造上作業者が危害をうけるおそれのない場合は、この限りでないこと。</p> <p>3 機械の運転を停止した場合には、他人が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠をかけること。</p>
研削といし	<p>1 その日の作業を開始する前には1分間以上、研削といしを取り替えた場合には3分間以上試運転をすること。</p> <p>2 最高使用周速度をこえて使用しないこと。</p> <p>3 側面を使用することを目的とする研削といし以外の研削といしの側面を使用しないこと。</p>
プレス機械またはシャー	<p>1 安全装置を常に有効な状態に保持すること。</p> <p>2 クラッチ、ブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持すること。</p> <p>3 1年を超えない一定の期間ごとに、次の事項について点検を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ クラッチ及びブレーキの異常の有無 ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュの異常の有無 ハ ノンリピート装置及び急停止装置の異常の有無 ニ 電磁弁、減圧弁及び圧力計の異常の有無 ホ 配線及び開閉器の異常の有無 <p>4 その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ クラッチ及びブレーキの機能 ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュのボルトのゆるみの有無 ハ ノンリピート装置及び急停止装置の機能 <p>5 プレス機械を用いて作業を行う場合には、作業点の照度を100ルクス以上に保持すること。</p>
ボール盤、フライス盤など手袋を巻き込むことにより作業者に危害を与えるおそれのある機械	手袋をしないこと。

危険物	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物を取り扱う設備のふた板、フランジ、バルブ、コックなどの接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めただ場合には、補修すること。 2 危険物のある場所を整理し、及び当該場所にみだりに可燃性の物品を置かないこと。 3 危険物のある場所に消火設備を置くこと。 4 危険物が爆発し、または危険物によって火災が生ずるおそれのある場所において、火気または点火源となるおそれのある設備を使用しないこと。
有機溶剤など	<ol style="list-style-type: none"> 1 有機溶剤の人体に及ぼす作用 2 使用していない有機溶剤などを入れた容器には、ふたをすること。 3 風上で作業を行うこと。 4 有機溶剤などが皮膚にふれないようにすること。 5 有機溶剤による中毒が発生した場合の応急処置については、次に定めるところによること。 <ol style="list-style-type: none"> イ 中毒にかかった者を直ちに通風の良い場所に移し、すみやかに医師に連絡すること。 ロ 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温を図ること。 ハ 中毒にかかった者が意識を失っている場合には、消防機関への通報を行うこと。 ニ 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合には、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。 6 必要な健康診断を受けること。
土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを発生する原因となる物品	<ol style="list-style-type: none"> 1 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんの人体に及ぼす作用 2 風上で作業を行うこと。 3 注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行うこと。 4 定期的に作業場をそうじすること。 5 粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテンなど適当な間仕切りをすること。 6 必要な健康診断を受けること。
鉛など	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉛などの人体に及ぼす作用 2 屋内作業場で喫煙し、または飲食しないこと。 3 毎日1回以上、屋内作業場を真空そうじ機を用いて、または水洗によってそうじすること。 4 作業終了後硝酸水溶液その他の手洗い用溶液及びつめブラシを用いて手を洗い、並びにうがいをすること。

	<p>5 粉状の鉛などがこぼれた場合には、すみやかに、真空そうじ機を用いて、または水洗によってそうじすること。</p> <p>6 必要な健康診断を受けること。</p>
--	---

参考

「家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」は、以下のように定められました。(平成25年3月14日付通達)

**家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策の概要
(平成25年3月14日付け通達)**

1 1,2-ジクロロプロパンの取扱い

<委託者>

胆管がんとの関連が指摘された1,2-ジクロロプロパンについては、可能な限り家内労働者に譲渡・提供しない。やむを得ず譲渡・提供する場合は、家内労働者に交付する危害防止のための書面に胆管がん発症のおそれを記載する。安全データシート(SDS)の交付も必要。

<家内労働者>

危害防止のための書面を作業場内に掲示し、注意事項を守る。
密閉設備や局所排気装置を設け、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

※1,2-ジクロロプロパンは、主に印刷事業場で印刷機の洗浄剤として使われてきた物質。本通達では、1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超える物を対象としている。

2 洗浄・拭き取り業務でのばく露防止

高濃度ばく露のおそれが高いため、屋内作業場での洗浄・拭き取りの業務では、家内労働法施行規則の「有機溶剤等」に該当しない場合も含め、以下の対策を講ずる。

① 危害防止のための書面の交付等

- ・委託者は、危害防止のための書面に、人体に及ぼす作用や作業方法など所定の事項を記載し、家内労働者に交付する。安全データシート SDS の交付も必要。
- ・家内労働者や補助者は、危害防止のための書面を作業場に掲示し、注意事項を守る。

② 設備等の設置

- ・家内労働者は、密閉設備、局所排気装置、全体換気装置などの設備を設けるよう努める。
- ・委託者は、設備の設置について援助を行うよう努める。

③ 保護具等の使用

家内労働者や補助者は、局所排気装置や全体換気装置がない場所で洗浄・拭き取りの業務を行うときは、防毒マスクを使用する。皮膚に障害を与える物品などを取扱う業務を行うときは、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

④ 引火等の防止

家内労働者や補助者は、引火性の物品を火気などに近づけない。

(5) 有害物についての容器の使用など（施行規則第15条）

接着剤などに含有されている有機溶剤は、多量に吸引すると急性中毒を起こしたり、低濃度であっても長期間にわたってさらされていると体内吸収によるさまざまな健康障害を起こしたりすることがあります。

委託者は、有機溶剤、有機溶剤を含んだ絵具・接着剤、鉛化合物を含んだ絵具・塗薬を家内労働者に譲渡、貸与、提供するときは、それらが漏れたり、発散するおそれのない容器を使用しなければなりません。

また、容器の見やすいところに、有害物の名称や取り扱い上の注意事項を表示しなければなりません。

容器などの表示事項の参考例

（労働安全衛生法第57条、労働安全衛生規則第32、33条）

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 名称 | 5 注意喚起語 |
| 2 人体に及ぼす作用 | 6 安定性及び反応性 |
| 3 貯蔵または取り扱い上の注意 | 7 標章（絵表示） |
| 4 表示をする者の氏名、住所および電話番号 | |

標章(絵表示)の例

	可燃性ガス 自然発火性ガス エアゾール 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 自然発火性液体 自然発火性固体 自己発熱性化学品 水反応可燃性化学品 有機過酸化物 鈍性化爆発物(B~F)		酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体		爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物(A,B)
	金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重篤な損傷性		高压ガス		急性毒性(区分1~3)
	急性毒性(区分4) 皮膚刺激性 眼刺激性 皮膚感作性 特定標的臓器毒性(単回曝露)(区分3) オゾン層への有害性		水生環境有害性		呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性(単回曝露)(区分1,2) 特定標的臓器毒性(反復曝露)(区分1,2) ごえん有害性

2 家内労働者が講ずべき危害防止措置

家内労働者は、委託者から譲渡、貸与、提供を受けたもの以外の機械・器具を使用するときには、安全装置の取り付け、構造規格適合の確認、防護措置などについて、委託者が講ずべき措置に準ずる措置を講じるように努めなければなりません。（施行規則第17条）（8～10ページ1（1）～（3）参照）

加えて、家内労働者または補助者は、次のような措置を講じなければなりません。

（1）設備などの設置（施行規則第18条）

有機溶剤や粉じんによる健康障害を防ぐには、原因となる危険源をなくしたり、危険源にさらされないようにすることが重要です。

そのため、家内労働者は表3の業務に従事する場合には、密閉設備、局所排気装置、湿潤化装置などを設けるように努めなければなりません。

表3 設備などを設置しなければならない業務

業務	設備または装置
有機溶剤 ^(※) を取り扱う業務	蒸気発散源の密閉設備、局所排気装置、全体換気装置または排気筒
有機溶剤 ^(※) を吹き付ける業務	局所排気装置
鉛などを取り扱う業務	局所排気装置、全体換気装置または排気筒
研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物、金属を研ま、ばり取り、または金属を裁断する場所における業務	局所排気装置または粉じん発散源の湿潤化装置

※有機溶剤等には以下のものがあります

第1種有機溶剤：1,2-ジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）・二硫化炭素
第2種有機溶剤：アセトン・イソブチルアルコール・イソプロピルアルコール・イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）・エチルエーテル・エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）・エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）・エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）・エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）・オルト-ジクロロベンゼン・キシレン・クレゾール・クロルベンゼン・酢酸イソブチル・酢酸イソプロピル・酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）・酢酸エチル・酢酸ノルマル-ブチル・酢酸ノルマル-プロピル・酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）・酢酸メチル・シクロヘキサノール・シクロヘキサノン・N,N-ジメチルホルムアミド・テトラヒドロフラン・1,1,1-トリクロロエタン・トルエン・ノルマルヘキサノール・1-ブタノール・2-ブタノール・メタノール・メチルエチルケトン・メチルシクロヘキサノール・メチルシクロヘキサノン・メチル-ノルマル-ブチルケトン
第3種有機溶剤：ガソリン・コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む）・石油エーテル・石油ナフサ・石油ベンジン・テレピン油・ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）
特別有機溶剤等：エチルベンゼン・クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）・1,2-ジクロロプロパン・ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）・テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン

(2) 保護具などの使用（施行規則第19条）

作業に伴うけがや健康障害を防止するためには、家内労働者または補助者が適切な保護具などを使用することにより、災害を防止したりけがの程度を軽減することが期待できます。

このため、家内労働者または補助者は、表4の業務に従事する場合には、保護具などを使用しなければなりません。

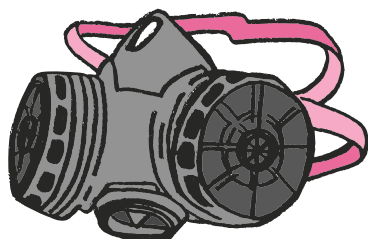
表4 保護具などを使用しなければならない業務

業務	保護具など
運転中の機械の刃部における切粉払いまたは切削剤を使用する業務	ブラシ、保護眼鏡
運転中の機械に頭髮または被服が巻き込まれるおそれのある業務	適当な帽子または作業服
ガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務	ガスまたは蒸気にあつては防毒マスクまたは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具、粉じんにあつては防じんマスク、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具または防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するもの
皮膚に障害を与える物品や皮膚から吸収されて中毒を起こすおそれのある物品を取り扱う業務	塗布剤、不浸透性作業衣または手袋
強烈な騒音を発する業務	耳せん

保護具の例

呼吸用保護具

※作業にあわせて防毒マスク、防じんマスクを間違わないように選ばなければなりません。



化学防護手袋



保護具を使用しての作業の例（接着剤の塗布作業）

※有機溶剤業務には防毒マスクを使用します。
使用時間に応じて吸収缶の交換が必要です。



(3) 危険物の取り扱い（施行規則第20条）

危険物を取り扱うとき、その取扱方法を誤ると災害につながることがあります。

そのため、家内労働者または補助者は、表5の危険物を取り扱う場合には、必要事項を守らなければなりません。

表5 危険物の種類と守らなければならない事項

物品	守らなければならない事項
発火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物もしくは水に接触させ、加熱し、または衝撃を与えないこと。
酸化性の物品	みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、または衝撃を与えないこと。
引火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、もしくは注ぎ、蒸発させ、または加熱しないこと。
可燃性のガス	みだりに発散させないこと。

※表5に掲げる危険物の具体的内容については、表6を参照して下さい。

表6 危険物一覧

種別	名称
発火性の物品	赤りん、セルロイド類、炭化カルシウム（カーバイド）、りん化石灰、マグネシウム粉、アルミニウム粉
酸化性の物品	塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類、過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
引火性の物品	エーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトン、メチルアルコール、エチルアルコール、キシレン、酢酸アミル、灯油、軽油、テレピン油、イソアミルアルコール、酢酸その他の引火点が摂氏65度未満の物品
可燃性のガス	水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の摂氏15度、1気圧において気体である可燃性の物品
備考	引火点の数値は、「タグ密閉式」、「ペンスキーマルテンス式」または「クリーブランド開放式」の引火点測定器により、1気圧のもとで測定した値とする。

(4) 危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）

委託者は、家内労働者や補助者に危害を生じるおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与、提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません（10ページ1（4）参照）。

家内労働者は、委託者から交付された書面を作業場の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。これは、家内労働者や補助者が書面を参照しながら作業するためだけでなく、家族にも、緊急の際の応急措置などについて十分知ってもらう必要があるからです。

また、家内労働者または補助者は、上記の書面の注意事項を守るように努めなければなりません。

委託者や家内労働者が上記の措置をとらない場合には、都道府県労働局長や労働基準監督署長は、危害を防止するために、委託者または家内労働者に対して、委託や受託を禁止したり、機械、原材料などの使用の停止などを命じたりすることができます。（法第18条）

届出（法第26条）

委託者は、次の届けを労働基準監督署に提出しなければなりません。（施行規則第23条）

※各種申請・届出などの手続きをe-GoVから申請することもできます。（<https://www.e-gov.go.jp/>）

自宅や職場から24時間申請することが可能です。

委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

様式第2号

委 託 状 況 届

事業の種類	営業所の名称	営業所の所在地											
		(電話番号)											
		家内労働者数					補助者数					代理人数	
男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満		
	都 道 ()												
	府 県 ()												
	都 道 ()												
	府 県 ()												
	都 道 ()												
	府 県 ()												
備 考													

年 月 日

委託者 氏 名 _____

労働局長 殿

注 意

1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。

2 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄（ ）の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

家内労働死傷病届

委託者は、委託した業務のため、家内労働者または補助者がけがや病気で4日以上仕事を休んだ場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を労働基準監督署に遅滞なく提出しなければなりません。

様式第3号

家内労働死傷病届

(日本工業規格 A列4)

死傷病者 (家内労働者 補助者)	氏名				性別	年齢	住所		委託業務 の内容
委託者	営業所	名称				事業の種類			
	所在地				(電話番号)				
死傷病	発生日時		傷病名又は死因		傷害の部位	症状及び程度		休業日数又は死亡の日時	
	年	月	日						
死傷病の原因及び発生状況									
年 月 日									
労働局長 殿					委託者 氏名				

注意

- 「死傷病者」欄の()内は、該当しない事項を消すこと。
- 「死傷病の原因及び発生状況」欄には、死傷病の原因となった機械、器具その他の設備、原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。

帳簿の備付け (法第27条)

委託者は、家内労働者ごとに、氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかなければなりません。

様式第4号

帳 簿

家内労働者	氏名				代理人	氏名					
	性別		生年月日			住所					
	住所					代理業務の範囲					
補助者	作業上の所在地				特別な 委託条件						
	氏名	性別	生年月日								
備考											
委 託				受 額		工 賃 支 払					
委託年月日	委託業務の内容	納入させる物品の数量	工賃の単価	納品の時期	工賃の支払期日	受領年月日	受領した物品の数量	支払年月日	支払工賃総額	通貨以外の工賃支払方法とその額	備考

注意

- 「作業場の所在地」欄には、家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合に記入すること。
- 「補助者」及び「代理人」欄には、該当する場合に記入すること。
- 「特別な委託条件」欄には、当該家内労働者に関し、特別な委託条件を定めた場合に記入すること。
- 「委託」欄には委託をするつと、「受領」欄には製造又は加工等に係る物品を受領するつと、又は「工賃支払」欄には工賃を支払うつと記入すること。
- 「通貨以外の工賃支払とその額」欄には、該当する場合に記入し、「支払工賃総額」の内数とすること。

令和2年4月1日より、帳簿の保存期間が3年間から5年間に延長されました(令和2年4月1日以後に締結される委託に関する契約に係る帳簿の保存期間について適用されます)。

申告（法第32条）

家内労働者や補助者は、家内労働法または同法に基づく命令に違反する事実が委託者にある場合には、都道府県労働局または労働基準監督署に申告することができます。

罰則（法第33条～第36条）

これまで説明した事項のうち、努力義務になっているもの以外は、それに違反すればすべて罰則の適用があります。

【注1】 法第33条～第36条において罰則額が定められていますが、罰金等臨時措置法（昭和23年12月18日法律第251号）第2条により、各条とも、2万円以下の罰金とされています。

【注2】 委託状況届及び家内労働死傷病届について、令和2年12月25日より、署名又は押印が無くても、記名のみで届出が可能となりましたが、他人が委託者になりすまして届出をした場合は、私文書偽造として法令違反になる可能性があります。

また、委託者の代理人、使用人その他の従業員が違反行為をしたときは、本人が罰せられるだけでなく、委託者にも罰金刑が科せられます。

各種様式については、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099622.html>)

調停申請書は、こちらからダウンロードできます。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000835724.doc>)

また、電子政府の総合窓口から電子申請を行うこともできます。
(<https://www.e-gov.go.jp/>)

II 家内労働に関する施策の概要

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るために、国や都道府県労働局、労働基準監督署では、次のような施策を行っています。

- 1 委託条件を明確にするための家内労働手帳の交付の徹底
- 2 工賃の通貨払、全額払、1か月以内払などの工賃支払の確保
- 3 工賃の改善を図るための最低工賃の決定および周知
- 4 危険または有害な業務に従事する家内労働者の安全および衛生の確保
- 5 特定の危険または有害な業務に従事する家内労働者の労災保険特別加入の促進
- 6 「インチキ内職」の被害防止
- 7 所得税の計算における必要経費の特例

1 家内労働手帳の交付の徹底について

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するための基本となるものです。

このため、適正な家内労働手帳が確実に家内労働者に交付され、しかも継続的に使用されるよう監督指導などを行うとともに、取り扱いやすく工夫された「伝票式家内労働手帳のモデル様式」（5～6ページ参照）を示して、家内労働手帳の交付の徹底に努めています。

2 工賃支払の確保などについて

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生活の補助とするために仕事をしているので、工賃が不払になったり、遅払になったり、また、突然仕事を打ち切られたりすると、生活に困ることになります。

このため、工賃の支払いの確保を図るために監督指導を実施するとともに、委託の打ち切りについては、早期にその予告を行うよう指導を行っています。

3 最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、その家内労働者と同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

令和5年3月31日現在、96件の最低工賃が決定されています。

業種別最低工賃決定状況（令和5年3月31日現在96件）

業 種		決定件数（件）
繊維工業	織物	3
衣服、その他の繊維製品製造業	ニット製造	3
	既製洋服など	36
	和服・その他	15
紙・紙加工品製造業		4
金属製品製造業		3
電気機械器具等製造業	電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス、機械器具など	25
その他		7
合 計		96

都道府県別最低工賃決定状況一覧（令和5年3月31日現在96件）

件 名
北海道男子既製服製造業
北海道和服裁縫業
青森県和服裁縫業
青森県男子・婦人既製服製造業
青森県電気機械器具製造業
岩手県既製洋服製造業
岩手県電気機械器具製造業
宮城県男子服・婦人服製造業
宮城県電気機械器具製造業
秋田県通信機器用部分品製造業
秋田県男子服・婦人服・子供服製造業
山形県男子・婦人既製服製造業
福島県横編ニット製造業
福島県電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業
福島県外衣・シャツ製造業
茨城県男子既製洋服製造業
茨城県電気機械器具製造業
茨城県婦人・子供既製服製造業
栃木県電気機械器具製造業
栃木県衣服製造業
群馬県横編ニット製造業
群馬県婦人服製造業
群馬県電気機械器具製造業
埼玉県紙加工品製造業

件 名
埼玉県足袋製造業
埼玉県縫製業
埼玉県電気機械器具製造業
埼玉県革靴製造業
千葉県婦人既製洋服製造業
東京都電気機械器具製造業
東京都革靴製造業
東京都婦人既製洋服製造業
神奈川県紙加工品製造業
神奈川県スカーフ・ハンカチーフ製造業
神奈川県電気機械器具製造業
新潟県男子・婦人既製洋服製造業
新潟県横編ニット製造業
新潟県作業工具製造業
新潟県洋食器・器物製造業
富山県電気機械器具製造業
富山県ファスナー加工業
福井県衣服製造業
福井県眼鏡製造業
山梨県貴金属製品製造業
山梨県電気機械器具製造業
山梨県婦人服製造業
長野県外衣・シャツ製造業
長野県電気機械器具製造業
岐阜県男子既製洋服製造業

件	名
岐阜県婦人服製造業	
岐阜県陶磁器上絵付業	
静岡県車両電気配線装置製造業	
愛知県車両電気配線装置製造業	
三重県車両電気配線装置製造業	
滋賀県下着・補整着製造業	
京都府紙加工品製造業	
京都府丹後地区絹織物業	
大阪府男子既製洋服製造業	
兵庫県綿・スフ織物業	
兵庫県靴下製造業	
兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業	
兵庫県釣針製造業	
兵庫県電気機械器具製造業	
奈良県靴下製造業	
鳥取県男子服・婦人服製造業	
鳥取県和服裁縫業	
島根県外衣・シャツ製造業	
島根県電気機械器具製造業	
島根県和服裁縫業	
岡山県車両電気配線装置製造業	
広島県既製服縫製業	
広島県和服裁縫業	
広島県毛筆・画筆製造業	

件	名
広島県電気機械器具製造業	
山口県和服裁縫業	
山口県男子既製洋服・校服・作業服製造業	
徳島県縫製業（下着・ハンカチーフ製造業）	
香川県手袋・ソックスカバー製造業	
愛媛県タオル製造業	
高知県繊維産業	
高知県衛生用紙製造業	
福岡県男子服製造業	
福岡県婦人服製造業	
佐賀県婦人既製服製造業	
長崎県男子既製洋服製造業	
長崎県婦人既製洋服製造業	
長崎県和服裁縫業	
熊本県和服裁縫業	
熊本県縫製業	
熊本県電気機械器具製造業	
大分県電気機械器具製造業	
大分県衣服製造業	
宮崎県男子既製洋服製造業	
宮崎県内燃機関電装品製造業	
鹿児島県電気機械器具製造業	
沖縄県縫製業	

4 安全及び衛生の確保について

家内労働者が使用する機械器具や原材料の中には、危険または有害なものがあり、しかも多くの場合、作業は家内労働者の自宅で行われています。そのため、いったん仕事による災害が発生すると被害は家族にまで及び、きわめて悲惨な結果を招くことになります。

このような災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤などを使用する危険または有害な業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者、家内労働者および補助者に対して、必要な遵守事項などについて周知徹底を図るとともに、監督指導を行っています。

また、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識を持ち、自ら災害防止に努めることが重要ですので、広報活動などを通じて災害の防止意識の高揚を図っています。

5 労災保険特別加入制度について

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者（以下「家内労働者等」という。）については、その作業の実態からみて一般の労働者に準じて保護することが適当と認められることから、労災保険に特別加入できるようになっています。

労災保険特別加入対象

特別加入できるのは、年間を通じ常態として次の危険有害作業に従事する家内労働者等です。

- プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業
- 金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する次のいずれかの作業
 - ① 研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業
 - ② 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業
- 有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る）
 - ② 木製または合成樹脂製の漆器
- 陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの
 - ① 粉じん作業
 - ② 鉛化合物を含有する釉薬を使用して行う施釉の作業
 - ③ 鉛化合物を含有する絵具を使用して行う絵付けの作業
 - ④ 施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業
- 動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業
- 木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 仏壇
 - ② 木製または竹製の食器

特別加入時健康診断

家内労働者等で特別加入を希望し、下表に掲げる業務を行う予定者であって、かつ、当該業務にそれぞれ定められた期間従事したことがある場合には、特別加入を行う際に特別加入健康診断を受ける必要があります。

この診断の結果、有害物による中毒などのため療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する業務にかかわらず特別加入はできません。

また、その業務からの転換が必要と認められる場合には、その業務に係る特別加入はできません。

	特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間 (通算期間)
1	粉じん作業を行う業務	3 年 以 上
2	振動工具使用の業務	1 年 以 上
3	鉛業務	6 か 月 以 上
4	有機溶剤業務	6 か 月 以 上

加入手続

特別加入をしようとする家内労働者等の団体（団体が無い場合には、団体を作る必要があります。）は、「特別加入申請書」を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、その承認を受けることになります。

なお、保険期間は承認日の属する保険年度の末日までですが、毎年更新していくことができます。

給付基礎日額

労災保険の給付額を算定する基礎となる給付基礎日額は、特別加入者の希望に基づき、都道府県労働局長が承認した額となります。

その額は、2,000円、2,500円、3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円、25,000円となっています（※2,000円、2,500円、3,000円は家内労働者のみに認められています。）。

給付基礎日額として希望する額は、特別加入者の実際の工賃収入額などの所得水準に見合った額としてください。

保険料

保険料は家内労働者等の団体が納付します。その保険料は特別加入者各人の給付基礎日額に応じて定められている「保険料算定基礎額」に、特別加入者各人の従事するそれぞれの作業に該当する保険料率を乗じた額の合計額となります（次ページ参照）。

保険料率表（令和5年3月31日時点）

作業内容	特別加入保険料率
プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業	15 / 1000
金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する次のいずれかの作業 ・研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業 ・溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業	15 / 1000
有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る） ・木製または合成樹脂製の漆器	6 / 1000
陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・粉じん作業 ・鉛化合物を含有する釉薬を使用して行う施釉の作業 ・鉛化合物を含有する絵具を使用して行う絵付けの作業 ・施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業	17 / 1000
動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業	3 / 1000
木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・仏壇 ・木製または竹製の食器	18 / 1000

保険給付および特別支給金

家内労働者等が、その作業場において、特別加入申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載した作業中に、または作業場に隣接した場所において、家内労働に関する材料、加工品などの積み込み、積み下ろしおよび運搬作業中に被った災害について、保険給付を行います。したがって、自宅と作業場との間、または自宅や作業場と委託者の事務所との間の往復行為中に被った災害には保険給付を行いません。

なお、令和2年9月1日以降について、複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気等についても、保険給付が行われるようになりました。

(1) 保険給付

① 療養補償給付（複数事業労働者療養給付）

家内労働者等が業務上の負傷や病気により療養を必要とする場合には、労災病院または労災指定病院などで無料で療養を受けられます。そのほかの医療機関で療養を受けた場合には、療養に要した費用が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気により療養を必要とする場合にも、同様に無料の療養または療養に要した費用が支給されます。

② 休業補償給付（複数事業労働者休業給付）

家内労働者等が業務上の負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目を以降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合にも、休業してから4日目を以降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

③ 障害補償給付（複数事業労働者障害給付）

家内労働者等の業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の131～313日分）または一時金（給付基礎日額の56～503日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合にも、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の131～313日分）または一時金（給付基礎日額の56～503日分）が支給されます。

④ 傷病補償年金（複数事業労働者傷病年金）

業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合には、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の245～313日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合にも、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の245～313日分）が支給されます。

⑤ 遺族補償給付（複数事業労働者遺族給付）

家内労働者等が業務上の理由により死亡した場合には、その遺族に対して年金（遺族の人数に応じて給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする理由により死亡した場合にも、その遺族に対して年金（遺族の人数に応じて給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

⑥ 葬祭料（複数事業労働者葬祭給付）

業務上死亡した家内労働者等の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしており、複数の作業を要因とする理由により死亡した家内労働者等の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

⑦ 介護補償給付（複数事業労働者介護給付）

家内労働者等が業務上の事由により負傷し、または病気になり、一定の障害が残ったために介護を受けている場合には、その介護の状態に応じて支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする理由により負傷し、または病気になり、一定の障害が残ったために介護を受けている場合には、その介護の状態に応じて支給されます。

(2) 特別支給金

① 休業特別支給金

家内労働者等が業務上の負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%に相当する額が休業補償給付に併せて支給されます。

② 障害特別支給金

家内労働者等の業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じ一時金（8～342万円）が障害補償給付に併せて支給されます。

③ 遺族特別支給金

家内労働者等の業務上の事由による死亡の当時、遺族補償給付を受ける権利を有する遺族に対し遺族特別支給金（一時金）として300万円（遺族補償給付を受けることができる者が2人以上ある場合はそれぞれ300万円をその人数で除して得た額）が支給されます。

④ 傷病特別支給金

家内労働者等が、業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合には、その障害の程度に応じ一時金（100～114万円）が傷病補償年金に併せて支給されます。

6 いわゆる「インチキ内職」の被害防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、さまざまな名目で高い金額を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例があります。

いわゆる「インチキ内職」には、次のようなものがあります。

- (1) 内職講習会と称して多額の受講料などを取り、委託した仕事についてはさまざまな条件をつけて買ったいたり、仕上り具合を問題にして買い上げを拒否する。
- (2) 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額くらいで売りつける。工賃の取り決めはあいまい。
- (3) 登録料を払って会員になれば仕事を紹介すると宣伝しているが、仕事は全く紹介せず、登録料の返還を要求しても応じない。
- (4) 仕事の発注が安定的にあるような宣伝をしているが、実際は、仕事先の開拓や、それに必要な費用も負担させ、報酬も歩合制で支払う。

また、最近では、パソコンなどを使って、自宅で簡単にできる内職という宣伝をしながら、実際は高額な教材を売りつけられた上、仕事ももらえないといった、情報通信機器を使った内職に絡むトラブルも多発しています。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態からみて家内労働法の適用がある場合には、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付、工賃の支払いなど委託者としての義務が課せられることになるので、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行うこととしています。

また、これまで問題となった例では、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう関係機関との連携により注意喚起に努めています。

しかし、このような「インチキ内職」の被害を防ぐためには、内職希望者自身の注意が何よりも肝心です。誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」は、普通あり得ません。

仕事を始めるときは、少なくとも次のことに注意して慎重に対処することが必要です。

- (1) 高額な収入が得られるなど「うまい話」に惑わされないこと。
簡単な仕事で、高収入が得られるとは考えにくい。また、業者のいうように仕事を紹介してくれる保証はないので、納得ができるまで十分に説明を求めて確認し、本当に自分にできる仕事かどうか冷静に判断した上で、結論を出すこと。
- (2) 収入などの委託条件を十分に確認し、内容は契約書などの書面でもらうこと。
- (3) 信用できる業者かどうか十分検討すること。
例えば、高額な商品を購入させるなど事前にお金を支払わせる業者、安易に高収入を約束する業者、強引な勧誘をする業者、契約や支払いを急がせる業者、納得できる説明をしない業者などには特に注意すること。

7 所得税の計算における必要経費の特例について

所得税額の計算において、事業所得または雑所得の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっていますが、家内労働者については、必要経費として55万円まで認める特例があります。

(1) 家内労働者の所得が事業所得または雑所得のどちらかの場合の控除額

実際にかかった経費の額が55万円未満のときでも、所得金額の計算上必要経費が55万円まで認められます。

(2) 家内労働者に事業所得および雑所得の両方の所得がある場合の控除額

事業所得および雑所得の実際にかかった経費の合計額が55万円未満のときは、上記(1)と同様必要経費が合計で55万円まで認められます。この場合には、55万円と実際にかかった経費の合計額との差額を、まず雑所得の実際にかかった経費に加えることになります。

(3) 家内労働による所得のほか、給与の収入金額がある場合

- ・給与の収入金額が55万円以上あるときは、この特例は受けられません。
- ・給与の収入金額が55万円未満のときは、55万円からその給与の収入金額を差し引いた残額と、事業所得や雑所得の実際にかかった経費の合計額とを比べて高い方がその事業所得や雑所得の必要経費になります。

詳しくは国税庁ホームページ

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1810.htm>) をご覧ください。

Ⅲ 家内労働の現状（出典：令和4年度家内労働概況調査）

令和4年10月1日現在の家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者（第1表）

令和4年10月1日現在、家内労働に従事する者の総数は98,339人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受け、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は95,108人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は3,231人となっています。

2 家内労働者

(1) 推移（第1表）

家内労働法が制定された昭和45年度以降の家内労働者数の推移をみると、昭和48年度の1,844,400人がピークでしたが、令和4年度は95,108人となっています。

(2) 男女別（第1表）

家内労働者数を男女別にみると、男性が11,141人であるのに対し、女性は83,967人と全体の88.3%を占めています。

(3) 類型別（第1表）

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が89,278人で全体の93.9%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は4,308人（4.5%）、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は1,522人（1.6%）となっています。

(4) 業種別（第2表）

家内労働者数を業種別でみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が21,554人（22.7%）と最も多く、次いでコネクター差しなどの「電気機械器具製造業」が12,564人（13.2%）となっています。

(5) 都道府県別（第3表）

家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が8,596人と最も多く、次いで愛知県が7,141人、大阪府が6,433人となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数（第4表）

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、8,285人で、家内労働従事者数に占める割合は8.7%となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、6,308人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の76.1%を占めています。

3 委託者

(1) 委託者数（第5表）

令和4年10月1日現在の委託者数は、7,017で、その内訳をみると、製造又は販売業者が6,593、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が424となっています。

(2) 業種別（第5表）

委託者数を業種別でみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が2,404(34.3%)と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が783(11.2%)となっています。

(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数（第5表）

1委託者当たりの平均家内労働者数は13.6人で、業種別にみると、「ゴム製品製造業」が23.4人と最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「紙・紙加工品製造業」が16.2人となっているのに対し、「繊維工業」は9.0人と最も少なくなっています。

4 代理人

(1) 代理人数（第5表）

委託者は、多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合に、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがあります。その数は令和4年10月1日現在351人となっています。

(2) 業種別（第5表）

代理人数を業種別にみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が68人（19.4%）と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が46人（13.1%）、「紙・紙加工品製造業」が25人（7.1%）となっています。

第1表 家内労働従事者数、家内労働者数

区 分			昭和45年度	48年度	50年度	55年度	60年度	平成2年度
家内労働従事者数 (対前年度比率)			2,017,100 人	2,041,200 人 (0.2%)	1,725,700 人 (△5.9%)	1,415,500 人 (△1.9%)	1,223,200 人 (△3.2%)	951,800 人 (△6.0%)
家内労働者数 (対前年度比率)			1,811,200	1,844,400 (0.2%)	1,563,700 (△5.5%)	1,313,900 (△2.1%)	1,149,000 (△3.2%)	903,400 (△5.7%)
内 訳	性別	男性	139,500 [7.7%]	136,600 [7.4%]	125,200 [8.0%]	101,900 [7.8%]	78,100 [6.8%]	58,500 [6.5%]
		女性	1,671,700 [92.3%]	1,707,800 [92.6%]	1,438,500 [92.0%]	1,212,000 [92.2%]	1,070,900 [93.2%]	844,800 [93.5%]
	類型別	専業	171,000 [9.4%]	171,000 [9.3%]	134,800 [8.6%]	101,400 [7.7%]	76,200 [6.6%]	50,400 [5.6%]
		内職	1,597,200 [88.2%]	1,633,600 [88.6%]	1,393,800 [89.1%]	1,189,500 [90.5%]	1,058,500 [92.1%]	843,500 [93.4%]
		副業	43,000 [2.4%]	39,800 [2.2%]	35,100 [2.2%]	23,000 [1.8%]	14,300 [1.2%]	9,400 [1.0%]
補助者数			205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400
委託者数			113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800

注1：「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2：[]は、性及び類型別の構成比である。

第2表 業種別家内労働者

業 種	令和3年度	令和4年度	対前年度比率
総数	97,122 人 100%	95,108 人 100%	△2.1 %
食料品製造業	1,934 2.0%	1,743 1.8%	△9.9
繊維工業	22,895 23.6%	21,554 22.7%	△5.9
木材・木製品、家具・装備品製造業	964 1.0%	1,051 1.1%	9.0
紙・紙加工品製造業	6,489 6.7%	6,195 6.5%	△4.5
印刷・同関連及び出版業	2,413 2.5%	2,776 2.9%	15.0
ゴム製品製造業	6,155 6.3%	6,034 6.3%	△2.0
皮革製品製造業	1,910 2.0%	1,788 1.9%	△6.4
窯業・土石製品製造業	634 0.7%	737 0.8%	16.2
金属製品製造業	3,307 3.4%	3,158 3.3%	△4.5
電子部品・デバイス製造業	4,201 4.3%	4,159 4.4%	△1.0
電気機械器具製造業	12,024 12.4%	12,564 13.2%	4.5
情報通信機械器具製造業	639 0.7%	563 0.6%	△11.9
機械器具等製造業	5,374 5.5%	5,311 5.6%	△1.2
その他（雑貨等）	28,183 29.0%	27,475 28.9%	△2.5

働者数、補助者数及び委託者数の推移

7年度	12年度	17年度	22年度	27年度	令和2年度	3年度	4年度
人 576,701 (△12.3%)	人 347,084 (△9.2%)	人 216,625 (△4.4%)	人 141,131 (△7.1%)	人 114,655 (△2.1%)	人 108,539 (0.2%)	人 100,462 (△7.4%)	人 98,339 (△2.1%)
549,585 (△12.3%)	331,831 (△9.1%)	207,142 (△4.2%)	136,289 (△6.1%)	111,038 (△1.8%)	105,301 (0.2%)	97,122 (△7.8%)	95,108 (△2.1%)
36,443 [6.6%]	23,888 [7.2%]	18,758 [9.1%]	13,191 [9.7%]	11,840 [10.7%]	11,220 [10.7%]	11,146 [11.5%]	11,141 [11.7%]
513,142 [93.4%]	307,943 [92.8%]	188,384 [90.9%]	123,098 [90.3%]	99,198 [89.3%]	94,081 [89.3%]	85,976 [88.5%]	83,967 [88.3%]
31,848 [5.8%]	16,914 [5.1%]	10,813 [5.2%]	5,900 [4.3%]	5,343 [4.8%]	4,905 [4.7%]	4,512 [4.6%]	4,308 [4.5%]
512,900 [93.3%]	311,835 [94.0%]	193,778 [93.6%]	129,577 [95.1%]	104,929 [94.5%]	99,244 [94.2%]	91,508 [94.2%]	89,278 [93.9%]
4,837 [0.9%]	3,082 [0.9%]	2,551 [1.2%]	812 [0.6%]	766 [0.7%]	1,152 [1.1%]	1,102 [1.1%]	1,522 [1.6%]
27,116	15,253	9,483	4,842	3,617	3,238	3,340	3,231
38,538	24,116	15,010	10,447	7,760	7,500	7,139	7,017

注3：昭和45年度から平成2年度までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

数及び主な家内労働業務

主な家内労働業務
貝の加工、昆布巻き、食品の袋詰め・シール貼り
衣服の縫製、ニット編立て、撚糸製造、絹糸等による織布、ミシン縫製、裁縫、布団の綿入れ、タオルのヘム加工
塗箸加工、仏壇加工、桜皮の張付け・加工、額縁製造、ブラインド組立
紙箱の組立、封筒糊付け、紙袋の張り・ひも付け、ショッピング袋の口芯入れ・ひも付け、ティッシュペーパーの詰合せ
製本、ワープロ入力、文字校正、チラシ袋詰め、加除式追録の編集
ゴム製履物の部品貼合せ、ゴム製品のバリ取り
革靴の製甲・底付け、革手袋の火のし、鞆の糊付け加工
陶磁器の生地製造・上絵付け・焼成・転写貼り・鑄込み
洋食器研磨、作業工具研磨、刃物研磨、金属プレス加工、鍵部品加工、鋸の目立て
電子部品の組立・検査
コネクター差し、チューブ通し、キャップ通し、シールド線の端末加工、コンデンサーの検査、コイル巻き、ワイヤーハーネス組立
携帯電話部品の組立・検査・包装、ケーブル端末加工、カーナビ組立
自動車部品組立、航空機部品組立
貴金属製造、がん具花火製造、眼鏡枠加工・研磨・組立、釣針の糸結び・仕掛け、毛筆・画筆の穂首づくり、事務用品製造

第3表 都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県	家内労働			委託者数	代理人数
	従事者数	家内労働者数	補助者数		
	人	人	人		人
全国	98,339	95,108	3,231	7,017	351
北海道	816	804	12	85	0
青森県	806	797	9	68	0
岩手県	1,046	1,040	6	98	2
宮城県	989	981	8	105	8
秋田県	1,349	1,307	42	132	0
山形県	1,742	1,717	25	177	5
福島県	1,831	1,809	22	156	0
茨城県	1,966	1,912	54	148	61
栃木県	1,067	1,045	22	108	1
群馬県	3,562	3,305	257	205	7
埼玉県	4,698	4,613	85	357	23
千葉県	1,784	1,763	21	135	1
東京都	8,868	8,596	272	802	0
神奈川県	1,635	1,609	26	101	3
新潟県	2,334	2,247	87	176	5
富山県	1,238	1,162	76	113	27
石川県	1,711	1,629	82	149	0
福井県	1,681	1,631	50	159	18
山梨県	1,549	1,527	22	170	0
長野県	2,950	2,869	81	215	0
岐阜県	1,985	1,756	229	146	1
静岡県	6,473	6,273	200	282	56
愛知県	7,456	7,141	315	336	4
三重県	2,784	2,655	129	133	0
滋賀県	2,887	2,850	37	147	3
京都府	2,830	2,703	127	196	3
大阪府	6,641	6,433	208	394	45
兵庫県	3,131	2,881	250	171	3
奈良県	1,778	1,743	35	151	3
和歌山県	501	484	17	33	0
鳥取県	934	919	15	96	0
島根県	756	712	44	92	3
岡山県	2,780	2,674	106	141	0
広島県	1,998	1,952	46	114	41
山口県	1,335	1,320	15	96	0
徳島県	562	553	9	43	23
香川県	1,191	1,153	38	102	3
愛媛県	2,262	2,236	26	168	0
高知県	593	581	12	40	1
福岡県	1,683	1,624	59	110	0
佐賀県	775	764	11	87	0
長崎県	202	202	0	31	0
熊本県	900	896	4	87	0
大分県	347	343	4	26	1
宮崎県	950	920	30	65	0
鹿児島県	729	723	6	49	0
沖縄県	254	254	0	22	0

第4表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数					
	総数	性別		類型別		
		男	女	専業	内職	副業
	人	人	人	人	人	人
総数	8,285 (523) 100.0%	1,771 (155) 21.4%	6,514 (368) 78.6%	1,214 (98) 14.7%	6,969 (419) 84.1%	102 (6) 1.2%
①プレス機、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	320 (35) 3.9%	187 (13) 10.6%	133 (22) 2.0%	147 (19) 12.1%	171 (16) 2.5%	2 (0) 2.0%
②有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業 (例：有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属を脱脂・洗浄する作業)	683 (46) 8.2%	310 (5) 17.5%	373 (41) 5.7%	193 (20) 15.9%	484 (26) 6.9%	6 (0) 5.9%
③鉛又は鉛化合物を使用する作業 (例：鉛を取り扱う電気機械・車両用配線作業)	244 (1) 2.9%	45 (0) 2.5%	199 (1) 3.1%	19 (0) 1.6%	220 (0) 3.2%	5 (1) 4.9%
④土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 (例：い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)	322 (57) 3.9%	239 (16) 13.5%	83 (41) 1.3%	227 (22) 18.7%	90 (35) 1.3%	5 (0) 4.9%
⑤動力により駆動される機械を使用する作業 (例：ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)	6,308 (301) 76.1%	929 (66) 52.5%	5,379 (235) 82.6%	669 (37) 55.1%	5,554 (259) 79.7%	85 (5) 83.3%
⑥木工機械を使用する作業 (例：家具製造、人形製造)	10 (1) 0.1%	6 (1) 0.3%	4 (0) 0.1%	7 (1) 0.6%	3 (0) 0.04%	0 (0) 0.0%
⑦火薬類を使用する作業 (例：花火製造)	421 (82) 5.2%	98 (51) 5.5%	329 (31) 5.1%	0 (0) 0.0%	427 (82) 6.1%	0 (0) 0.0%
上記①から⑦までの作業を除く危険有害作業	61 (11) 0.7%	33 (4) 1.9%	28 (7) 0.4%	39 (9) 3.2%	22 (2) 0.3%	0 (0) 0.0%

注1： 2種類以上の危険有害業務に従事する者はそれぞれの作業毎に1人として計上した。

但し、総数は実人数であるため、危険有害業務の内訳を積み上げた数値は、総数と一致しない場合がある。

注2： () は、補助者数(内数)である。

第5表 業種別委託者数、代理人数及び1委託者当たりの平均家内労働者数

業 種	委 託 者 数			代理人数	1委託者当たりの平均家内労働者数
	総 数	製造・販売業者	請負業者		
総数	7,017 100.0%	6,593 100.0%	424 100.0%	人 351 100.0%	人 13.6
食料品製造業	128 1.8%	127 1.9%	1 0.2%	2 0.6%	13.6
繊維工業	2,404 34.3%	2,228 33.8%	176 41.5%	68 19.4%	9.0
木材・木製品、家具・装備品製造業	72 1.0%	68 1.0%	4 0.9%	1 0.3%	14.6
紙・紙加工品製造業	383 5.5%	378 5.7%	5 1.2%	25 7.1%	16.2
印刷・同関連及び出版業	178 2.5%	168 2.5%	10 2.4%	3 0.9%	15.6
ゴム製品製造業	258 3.7%	236 3.6%	22 5.2%	12 3.4%	23.4
皮革製品製造業	190 2.7%	187 2.8%	3 0.7%	15 4.3%	9.4
窯業・土石製品製造業	75 1.1%	73 1.1%	2 0.5%	0 0.0%	9.8
金属製品製造業	308 4.4%	299 4.5%	9 2.1%	0 0.0%	10.3
電子部品・デバイス製造業	381 5.4%	362 5.5%	19 4.5%	2 0.6%	10.9
電気機械器具製造業	783 11.2%	718 10.9%	65 15.3%	46 13.1%	16.0
情報通信機械器具製造業	50 0.7%	44 0.7%	6 1.4%	11 3.1%	11.3
機械器具等製造業	441 6.3%	412 6.2%	29 6.8%	10 2.8%	12.0
その他(雑貨等)	1,366 19.5%	1,293 19.6%	73 17.2%	156 44.4%	20.1

IV 家内労働者の労働条件の現状 (出典:令和2年度家内労働等実態調査)

令和2年10月1日現在の家内労働者の労働条件の現状をみると次のようになります。

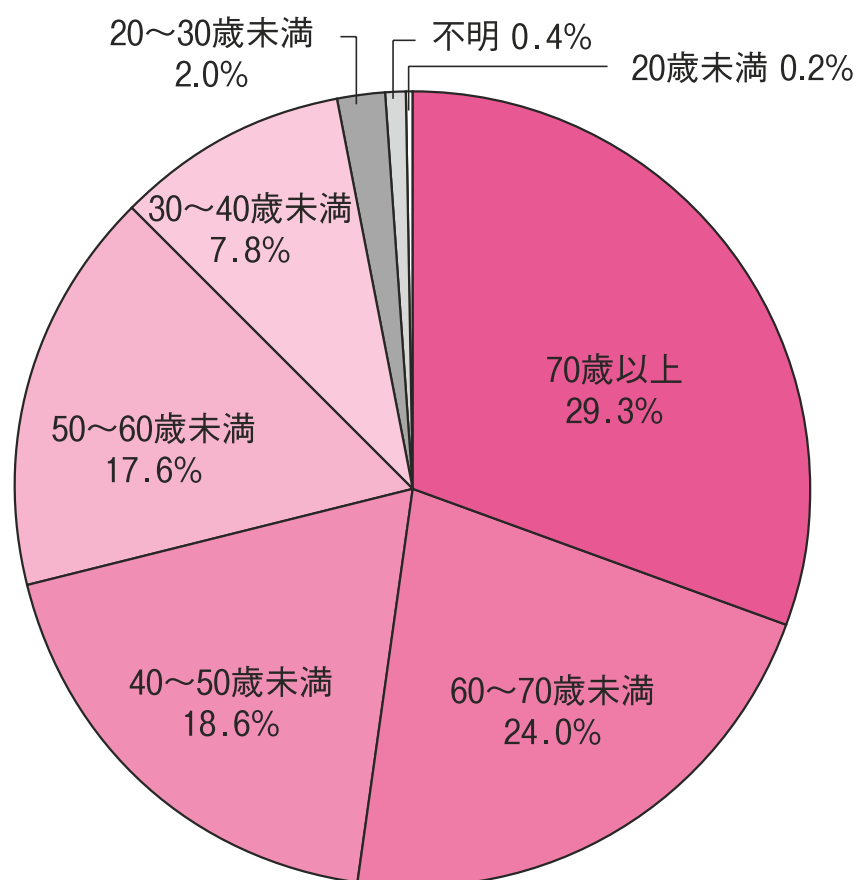
1 平均年齢は58.9歳、平均経験年数は11.6年

家内労働者の平均年齢は58.9歳で、これを男女別にみると、男性が65.3歳、女性が58.2歳となっています。

年齢階級別に家内労働者の構成比をみると、第1図のとおり、「70歳以上」が最も多く29.3%、次いで「60～70歳未満」が24.0%、「40～50歳未満」が18.6%と、これら3つの階級で全体の約7割を占めています。

また、家内労働者が現在の業務に従事してきた平均経験年数は11.6年であり、これを男女別にみると、男性は14.3年、女性は11.3年となっています。

第1図 年齢階級別家内労働者構成比



2 平均就業時間数は1日4.9時間、平均就業日数は1か月17.6日

家内労働者の平均就業時間数は、1日4.9時間であり、平均就業日数は、1か月17.6日となっています。

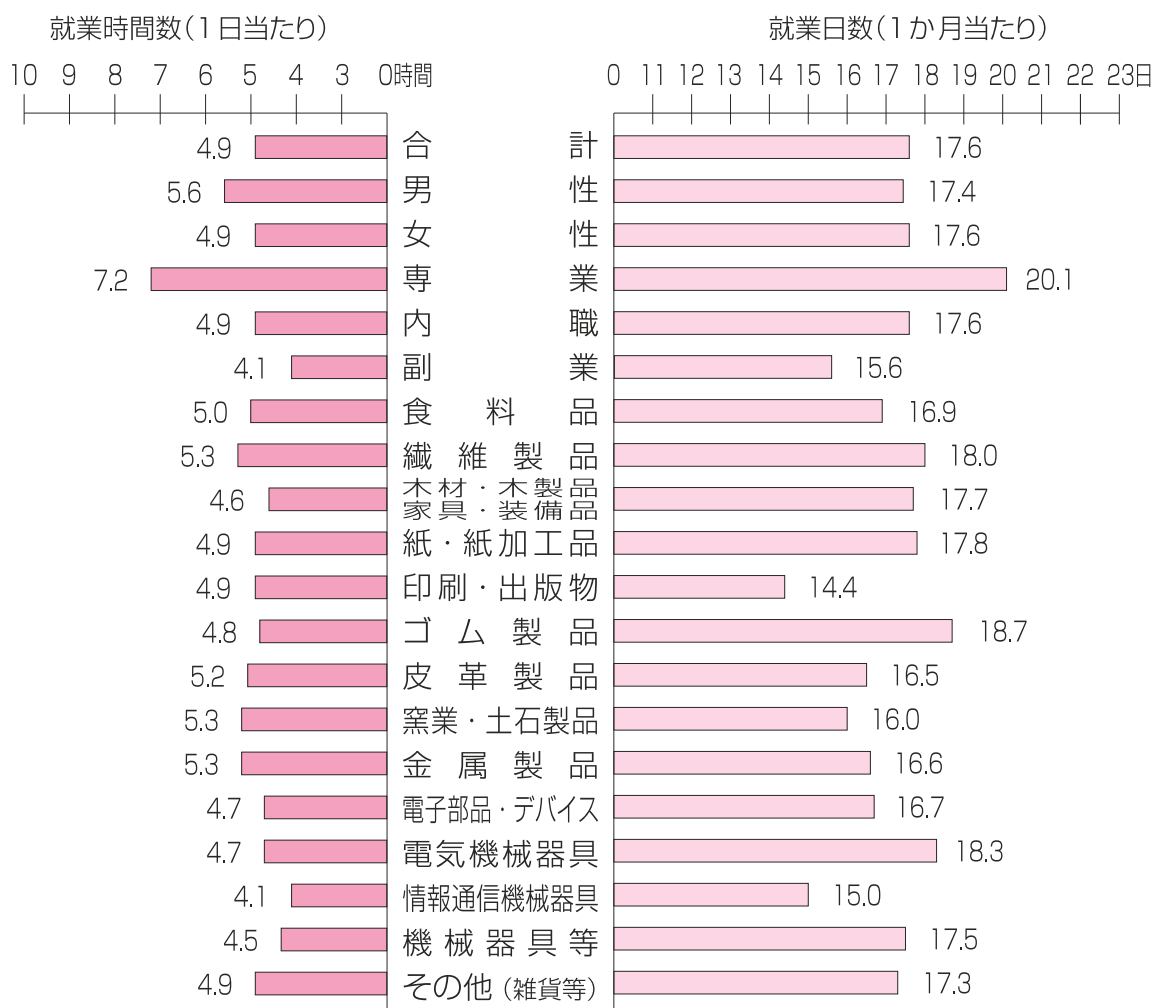
これを男女別にみると、男性の就業時間数は、1日5.6時間、就業日数は1か月17.4日であるのに対し、女性の就業時間数は1日4.9時間、就業日数は1か月17.6日となっています。

また、これを類型別にみると、専業は1日7.2時間、就業日数は1か月20.1日であるのに対し、内職は1日4.9時間、就業日数は1か月17.6日、副業は1日4.1時間、就業日数は1か月15.6日と、いずれも短くなっています。

次に、業種別に平均就業時間数をみると、「繊維製品」「窯業・土石製品」および「金属製品」が5.3時間と長く、「情報通信機械器具」が4.1時間と最も短くなっています。

また、平均就業日数をみると、「ゴム製品」が18.7日、「電気機械器具」が18.3日、「繊維製品」が18.0日と多く、これに対し、「印刷・出版物」が14.4日と最も少なくなっています。

第2図 男女別、類型別、業種別1日当たりの平均就業時間数および1か月当たりの平均就業日数



3 平均工賃額は1時間520円、1か月3万7,320円

家内労働者の1時間当たりの平均工賃額（必要経費を除く。）は520円で、これを男女別にみると、男性が710円、女性が498円となっています。

これを類型別にみると、専業が729円、内職が495円、副業が748円となっています。

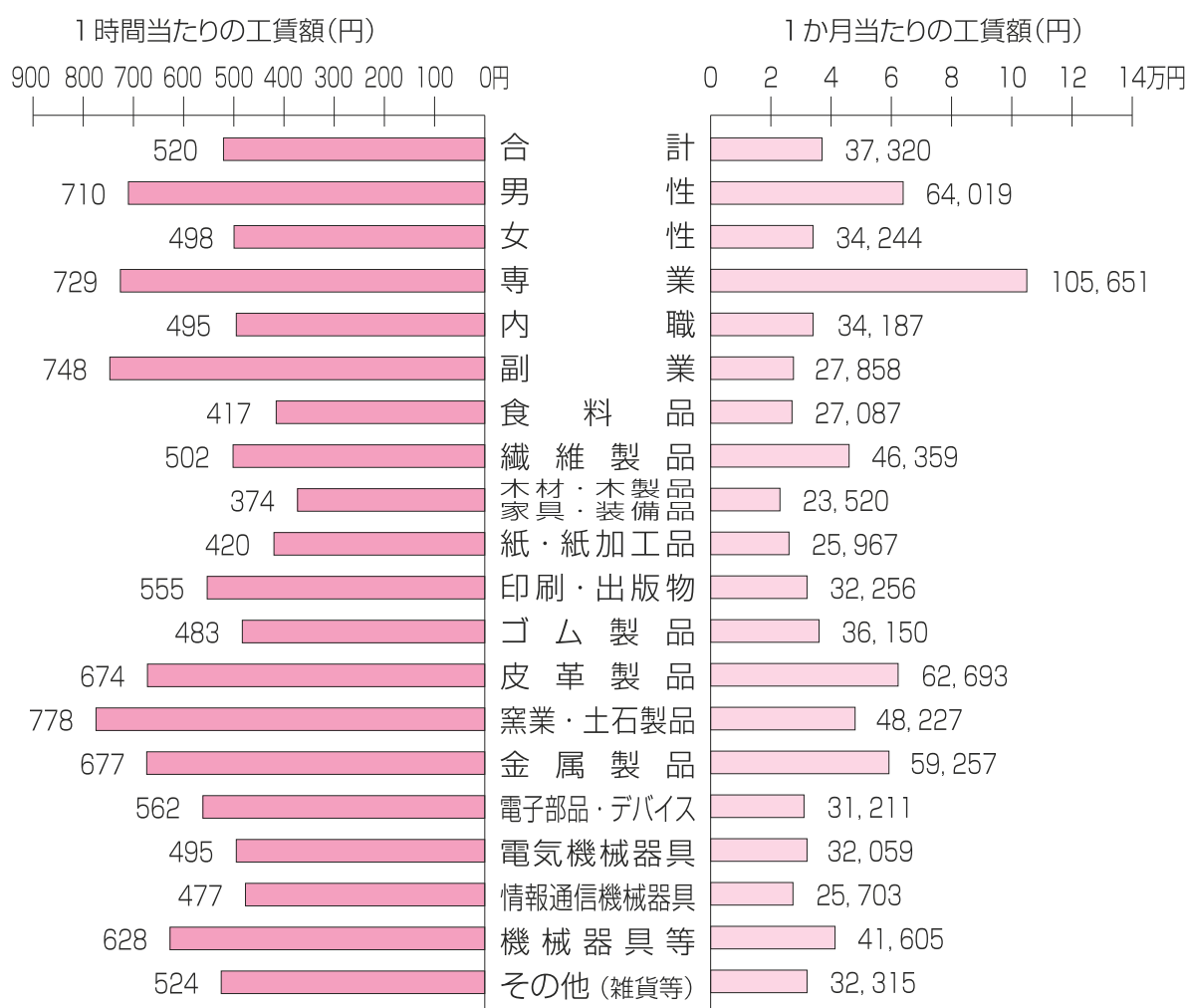
また、これを業種別にみると「窯業・土石製品」が778円と最も高く、次いで「金属製品」が677円、「皮革製品」が674円となっているのに対し、「木材・木製品、家具・装飾品」は374円と最も低く、次いで「食料品」が417円、「紙・紙加工品」が420円となっています。

次に、1か月当たりの平均工賃額（必要経費を除く。）は3万7,320円で、これを男女別にみると、男性が6万4,019円、女性が3万4,244円となっています。

これを類型別にみると、専業が10万5,651円、内職が3万4,187円、副業が2万7,858円となっています。

また、これを業種別にみると、「皮革製品」が6万2,693円と最も高く、次いで、「金属製品」が5万9,257円、「窯業・土石製品」が4万8,227円となっているのに対し、「木材・木製品、家具・装飾品」は2万3,520円と最も低く、次いで「情報通信機械器具」が2万5,703円、「紙・紙加工品」が2万5,967円となっています。

第3図 男女別、類型別、業種別1時間および1か月当たりの工賃額



家内労働法に関するお問合せは都道府県労働局労働基準部賃金課(室)または最寄りの労働基準監督署へ

都道府県労働局労働基準部賃金課(室)所在地一覧

都道府県	電話番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2311	060-8566	北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青森	017-734-4114	030-8558	青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎
岩手	019-604-3008	020-8522	岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎
宮城	022-299-8841	983-8585	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-883-4266	010-0951	秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山形	023-624-8224	990-8567	山形県山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4604	960-8513	福島県福島市花園町5-46 福島第二合同庁舎3階
茨城	029-224-6216	310-8511	茨城県水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎
栃木	028-634-9109	320-0845	栃木県宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-896-4737	371-8567	群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎
埼玉	048-600-6205	330-6016	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー
千葉	043-221-2328	260-8612	千葉県千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1614	102-8306	東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎
神奈川	045-211-7354	231-8434	神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎
新潟	025-288-3504	950-8625	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
富山	076-432-2735	930-8509	富山県富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎
石川	076-265-4425	920-0024	石川県金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-2691	910-8559	福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階
山梨	055-225-2854	400-8577	山梨県甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-223-0555	380-8572	長野県長野市中御所1丁目22-1
岐阜	058-245-8104	500-8723	岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静岡	054-254-6315	420-8639	静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎
愛知	052-972-0258	460-8507	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
三重	059-226-2108	514-8524	三重県津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎4階
滋賀	077-522-6654	520-0806	滋賀県大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階
京都	075-241-3215	604-0846	京都府京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪	06-6949-6502	540-8527	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-9154	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー
奈良	0742-32-0206	630-8570	奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1152	640-8581	和歌山県和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎2階
鳥取	0857-29-1705	680-8522	鳥取県鳥取市富安2丁目89-9
島根	0852-31-1158	690-0841	島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎
岡山	086-225-2014	700-8611	岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9244	730-8538	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館
山口	083-995-0372	753-8510	山口県山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
徳島	088-652-9165	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎
香川	087-811-8919	760-0019	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階
愛媛	089-935-5205	790-8538	愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6024	781-9548	高知県高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4578	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7179	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0033	850-0033	長崎県長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル
熊本	096-355-3202	860-8514	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟
大分	097-536-3215	870-0037	大分県大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル
宮崎	0985-38-8836	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島	099-223-8278	892-8535	鹿児島県鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎
沖縄	098-868-3421	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1階



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和5年度版